

摂津市議会

総務建設常任委員会記録

令和4年3月16日

摂津市議会

目 次

総務建設常任委員会

3月16日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、 審査案件-----	1
開会の宣告-----	3
委員会記録署名委員の指名-----	3
議案第1号所管分及び議案第10号所管分の審査----- （市長公室、総合行政委員会、会計室、消防本部所管分） 質疑（藤浦雅彦委員、安藤薫委員、野口博委員、松本暁彦委員）	3
議案第5号の審査----- 質疑（塚本崇委員）	41
議案第18号の審査-----	42
議案第19号の審査-----	42
議案第20号の審査----- 質疑（塚本崇委員、福住礼子委員）	42
議案第22号の審査-----	44
議案第25号の審査----- 補足説明（消防長） 質疑（福住礼子委員、安藤薫委員、松本暁彦委員、野口博委員）	44
議案第26号の審査----- 質疑（塚本崇委員）	49
採決-----	50
所管事項に関する調査について-----	50
散会の宣告-----	51

総務建設常任委員会記録

1. 会議日時

令和4年3月16日(水) 午前10時 開会
午後2時59分 閉会

1. 場所

301会議室

1. 出席委員

委員長 三好義治 副委員長 松本暁彦 委員 福住礼子
委員 藤浦雅彦 委員 安藤 薫 委員 野口 博
委員 塚本 崇

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正
副市長 奥村良夫 副市長 福渡 隆
市長公室長兼広報課長 大橋徹之 建設部長 武井義孝
選挙管理委員会・監査委員・公平・固定資産評価審査委員会事務局長 池上 彰
消防長 明原 修 総務部理事 辰巳裕志
会計管理者兼会計室長 岩見賢一郎 消防本部次長兼消防署長 橋本雅昭
総務部参事兼情報政策課長 楨納 縁 消防本部参事兼消防総務課長 松田俊也
秘書課長 妹尾智行 政策推進課長 有場 隆
人事課長 浅尾耕一郎 人権女性政策課長 由井秀子
資産活用課長 溝口哲也
選挙管理委員会・監査委員・公平・固定資産評価審査委員会事務局次長 菰原知宏
予防課長 小田原利博 警備課長 木下正雄 警防第2課長 大坪孝志
政策推進課参事 湯原正治 同課参事 細井隆昭 同課参事 南池英次
警備課参事 林 州次

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 牛渡長子 同局主幹兼総括主査 香山叔彦

1. 審査案件(審査順)

議案第 1号 令和4年度摂津市一般会計予算所管分

議案第10号 令和3年度摂津市一般会計補正予算(第15号)所管分

- 議案第 5号 令和4年度摂津市財産区財産特別会計予算
- 議案第18号 摂津市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第19号 摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第20号 摂津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第22号 摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第25号 摂津市消防団条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第26号 摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件

(午前10時 開会)

○三好義治委員長 ただいまから、総務建設常任委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は福住委員を指名します。

昨日に引き続き、議案第1号所管分及び議案第10号所管分の審査を行います。

それでは、質疑に入ります。

藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 おはようございます。

それでは質疑をさせていただきたいと思えます。

まず1番目、これは人事全般についてです。これは昨日も議論があったんですけども、職員の適正配置から質問させていただきたいと思えます。

予算書では208ページになりますが、これについては、昨日に奥村副市長から説明いただいたときに、職員が令和4年度では随分ふえますということでした。実際に会計年度任用職員も、会計年度職員以外の正職員と言われる方も随分増加しているのが数字では分かるわけですが、新規採用職員も40人弱というように昨日も答弁がありましたけれども、まずこのふえた業務の概略です。全体的にどういったことがその要因になっているのか、人事全体像についてまずご説明いただきたいと思えます。

それから2番目、働き方改革についてでございます。

予算概要では8ページの人件費事業に関連することになりますが、働き方改革はずっと庁内でもいろいろ議論されて、最初は6項目を決められてされておりました。一方では、自治体DX推進計画の進展によって進んでいる面もあれば、また逆に特定の業務がふえていっていることもある中

で、様々にご努力をいただいていると思えます。昨日もありましたDX推進計画では、スマート窓口の導入とか、テレワークとか庁内チャット、それ以外にもその他、これまで取り組んでこられたノー残業デーの徹底とか週休日の振り替えとか、またチャレンジドオフィスを活用というのもありました。また時間外における電話の問い合わせを禁止されて、よくある質問についてはホームページに掲載されております。こういうことも取り組んでおられることは、よく分かっているわけですが、それプラス何かまた新たな取り組みなどがあるのかも含めて、これは人事課での実践と、それから評価についてご答弁いただきたいと思えます。

次に3番目、人事評価システムについて、予算概要の10ページになります。人事管理事業の中で、人事評価システム委託料が載っていますが、これは令和3年度でも随分議論させていただいて、その中身は確認しているわけですが、S、A、B、C、D、Eとあり、その中身は確認したわけですが、実際に令和3年度で評価の結果、どういうものであったのかと、それから令和4年度に向けての取り組みについて、特にこの令和3年度の中では評価基準や方法の強化を図ると答弁されておりましたけれども、その評価の基準とか、そういったものについて併せてご答弁いただきたいと思えます。

4番目、総務事務センター委託料について。

同じく予算概要の10ページになりますが、総務事務センター委託料が計上されておりますけれども、これまでの議論では人事給与システムが構築されて、メインである業務が移管されていくことになりま

すけれども、この総務事務センターそのものは今後どのようにになっていくのかについてご答弁ください。

5番目、人材育成事業について、予算概要の12ページになります。人材育成事業はいろいろ問題がありまして、この人材育成実施計画が1年延期されました。これは随分議論になりましたけれども、第三者委員会に委託されて、そしてそこから提言を受けてそれを盛り込む形で、もう間もなくできるのかも分かりませんが、まず1年延期されたこの人材育成実施計画について、どのようにになっているのかご答弁をお願いしたいと思います。

6番目、ふるさと応援寄附金推進事業について、予算概要の16ページです。このふるさと応援寄附金推進事業は、今年から市の魅力発信及び地場産業の活性化に向けて返礼品の提供開始をされるということで、新規事業として上げられているわけですが、私はひょうたんから駒が出たという不思議な感覚です。

これまでの議会の議事録をずっと読んでいきますと、この返礼品について制度の趣旨並びに理念は尊重しても、返礼品については差し控えていくという答弁が続けられてきました。それが変更されて、今回は返礼品として用意されることになりまして、これはどう考え方が変わってきたのかについて、その変化についてお答えいただきたいと思います。

7番目、鳥飼グランドデザイン推進事業について、予算概要の20ページです。鳥飼まちづくりグランドデザイン推進事業はパブリックコメントに向けまして、いよいよ策定される段階まで来たわけですが、この鳥飼地域の活性化に向けて、民間事業者等と公民連携による取り組み

を検討するとあります。これはどんなイメージを持たれているのか、この公民連携はどう進められるイメージなのかについて、取り組みをご答弁いただきたいと思いません。

8番目、河川防災ステーションについて、予算概要では20ページです。河川防災ステーションについては、昨日の議論で令和4年度では上部に公共施設を検討するというごさでしたが、どのようにこれを進められていくのか。地域団体とか地域住民の意見なども盛り込んでいただきたいと思っているわけですが、どのような進め方を考えておられるのかご答弁いただきたいと思いません。

9番目、男女共同参画推進事業について、これも予算概要の22ページです。昨日も議論をなされていましたが、第3期ウィズプランが令和3年度で終了し、いよいよ第4期がスタートするというごさで、パブリックコメントももう出されているごさです。このプランで重点を置いている点について、お聞きしたいと思います。

これは令和3年度のときも同じような質問をしていますが、一つは市職員です。このプランの中に載っています、市職員がモデルとなって、また市がモデル職場となって男女共同参画計画を推進するというごさがあります。

これは摂津市の特定事業主行動計画がその実施計画だと思っているわけですが、これは後でまた質問しますが、それをしっかりと実践していくことになると思いません。

それで毎年この職員の意識調査については全職員に向けて意識アンケートを取られて、その度合いをはかられているごさでございまして。第3期の終了の総括

として、職員の意識についてどのように結果として出ているのか。これまでの経緯、推移も含めて教えていただきたいと思いをします。

2番目には、審議会などへの女性の参画の推進で、これは目標が35%で、達成されたとお聞きしておりますが、これも総括でどのようになったのか。そして3番目、防災に関する政策、方針決定過程への女性の参画拡大です。4点目には高齢期女性や若年女性の貧困対策です。特にひとり親家庭等についてはどうであったのかということで、これが第4期ではどのように課題が引き継がれていったのかとについて、ご答弁いただきたいと思いをします。

10番目、第4次摂津市特定事業主行動計画の推進について、もうこちらは第4期になっているので、令和3年度から現在の第4期計画が始まったということでございます。この中に四つの視点で数値目標があるんです。男性職員の育児休暇の取得率とか、二つ目が出産補助休暇及び育休参加休暇の合計5日以上取得率、それから採用した職員に占める女性職員の割合、それから管理職に占める女性職員の割合、この4点について、年度末で集計をするには早いのかも分かりませんが、現在の数値で結構ですので、どういう状況になっているのかについてご答弁いただきたいと思いをします。

11番目、行政経営戦略の推進について、これは予算書にも載っていないのですが、摂津行政経営戦略です。これは総合計画でもあり、また、ひと・もの・しごと地方創生総合戦略でもあり、そしてシティプロモーション戦略でもあり、またSDGsの推進計画でもあります。非常に重要なもので、しかも中身は非常に見やすい、分かりやす

いと思いをしています。そして市民が見ても非常に見やすくなっており、これは高く評価しているところではありますが、大事なことはこれをちゃんと評価して、市民にこれをまた知らしめていく、公開していくことが重要だと思うんです。ところがこの数値の確定期日は項目によってばらばらです。2月であったり3月であったり、10月であったりしています。それぞれの集計できる時期が変わるので、こういうことになると思うんですけれど、でもどこかで年に1度は総括的なことを行った上で、市民に周知することが必要だと思いをしていますが、このことについてはどのように考えておられるのかについて、ご答弁いただきたいと思いをします。

以上です。

○三好義治委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 それでは1番目から5番目までのご質問に答弁させていただきます。

まず1番目のご質問で、人事全般についてのお問いでございました。

ご質問にございましたとおり、業務量は毎年変動するものですが、この1年の傾向といたしましては増加傾向にあるということで見えてはおります。

それで内容といたしましてはコロナ関連が多くはございますけれども、ワクチン集団接種の関係でございましたり、それからコロナ関係の対応ということで、学校現場であったり、もちろん職員の部分もそうでございますし、市民の方への濃厚接触者への対応、そういったところもふえている状況でございます。

また給付金等、国から迅速に対応するような制度が下りてきて、これへの対応をしないといけないといったことも内容とし

てはございます。

そのほか、予定はされておりますけれども、建設部門での大規模開発等は本格化してきておりますので、そこは業務量がふえていると言えると思います。

それで人事全体像ということで申し上げますと、これらへの対応で、職員の定員管理の計画等はございますけれども、体制整備については柔軟に行っているという考え方の下に進めております。

それから2番目のご質問でございました、働き方改革についてでございます、ご紹介もございましたけれども、ノー残業デーの徹底であるとか、週休日の振り替え、チャンレンジドオフィスの活用などの項目を取り組みとして定めてございます。

それで1番目のご質問の答弁と少し重複はいたしますけれども、様々な対応が求められる中で体制を組む、あるいはコロナの関係により濃厚接触等で出勤ができない職員が出てくる等々もありまして、体制が非常に今年度に限ってはしんどい状況が続いたような印象は持っております。人事課におきましても、実践については十分に組み合わせたとはいえない状況かと思っております。

それで新たな取り組みといたしまして、人事課で導入を予定しております、庶務事務システム等、そういったシステム化を図っていくことが一つ、労働時間の短縮にはつながるのではないかと考えているところでございます。

それから3番目のご質問で、人事評価のお問い合わせでございました。令和3年度の結果ということでございまして、人事評価の能力評価、業績評価の実施をいたしております、それぞれ勤勉手当等にも反映はいたしております。

6月、12月の勤勉手当ですが、これはSですとかAですとか、標準よりも上の評価として給与反映しているケースが30%前後でございます。標準以下の成績として支給しているのも、数%ではございますが実績としてはある状況でございます。

人事評価については人材育成のツールでございますので、やはり前提としては公正な評価になるような取り組みが必須であるかと思っております。今年度は実施要領の中に評価エラーとなる定義等を盛り込む改定を行って、より公正な評価となる取り組みを行っているところでございます。

それで来年度に向けてということでございますけれども、令和4年度につきましては、現在人材育成計画の見直しの中で、標準職務遂行能力の見直しということを行っておりますけれども、これに伴う評価項目の変更を上半期にできればということで予定をいたしております。

また国でも少し制度改正がございまして、相対化した際の結果を表す標語を5段階から6段階にする、そのような改定ですとか、また困難度、重要度の目標設定を行うような義務づけをする等の改正を行っております、これは本市にはまだ導入はいたしておりませんが、この改正については検討いたしたいということで考えているところでございます。

それから4番目のご質問で、総務事務センターのお問い合わせでございました。

総務事務センターにつきましては、作業的な事務を主に担っていただいております、職員の給与関係事務、それから会計の収納等の業務、それから総務課の郵便印刷業務、国保年金課の発送業務、これらを担っていただいております。

それで庶務事務システム導入を機に、総

務事務センターは終了する想定をいたしておりまして、一部給与事務、それから会計室業務、これらを年度の前半に期間を少し延長して、その後で終了する見込みといたしておりますが、郵便印刷等の業務は3月末で終了するような想定をいたしているところでございます。

それから5番目の人材育成計画の見直しのお問いでございました。

ご質問でもご紹介いただきましたとおり、第三者委員会の審議、それから答申が昨年度に行われまして、これを踏まえた計画とするために期間を延長して、現在改定に向けて検討を行っております。

これまでに12回の会議を開催しております、年度内に残り1回、会議を予定しておりますけれども、これを踏まえて年度内には策定する予定としているところでございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 大橋市長公室長。

○大橋市長公室長 6番目のふるさと応援寄附金についてでございます。

過日の本会議での市長答弁と重複する部分があるかもしれませんが、お答えさせていただきたいと思っております。

いわゆるふるさと納税につきましては、これまで過度な返戻品による寄附金の獲得競争と申しますか、そういったものが課題としてあったわけでございます。それで市によれば、その当該市に何のゆかりもない品目を返礼品として取り扱ったりするケースもございましたし、かなり問題としてあったわけなんですけれども、平成31年度の地方税制改正によりまして、その制度本来の趣旨の部分をしっかり担保できるように税制改正がありまして、それは返礼品の割合を3割以下にすることと、返礼

品は地場産品にすることが改正の中で出されました。そうしますと、やはり各市が平等な寄附の獲得の考え方で運営できるということで、本市につきましても検討を進めてきたわけでございます。

その中で、やはり地場産業の活性化という観点とシティプロモーションの戦略の観点です。この観点の中で、シティプロモーション戦略に記載のある摂津ブランドを使って、摂津市の魅力の発信、魅力づくりにつなげることができるであろうという判断の下で、担当所管もシティプロモーション担当の広報課にさせていただいて、返礼品をスタートさせるということで制度設計をさせていただいたところでございます。

○三好義治委員長 湯原参事。

○湯原政策推進課参事 それでは7点目のご質問でございます。

鳥飼まちづくりグランドデザインに係ります、公民連携の取組検討に関するご質問にご答弁申し上げます。

地域課題の解決をはじめコミュニティの形成、強化やにぎわいの創出、地域の活性化等を目的として公民連携という手段を活用したいと考えております。

住民、事業所等とネットワークを構築し、様々な連携した取り組みにつなげていけるよう検討していきたいと考えております。

具体的には、住民、民間事業所等のニーズ、シーズをそれぞれ確認しながら進めていくことになると考えておりますが、検討に当たりましてはファシリテーター、もしくはアドバイザーとしてコミュニティデザイン等、地域活性化に取り組む人材にも協力いただきながら検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○三好義治委員長 細井参事。

○細井政策推進課参事 それでは8番目の河川防災ステーションについてのご質問にお答えいたします。

淀川河川防災ステーションの整備計画につきましては、現在も国においてその承認を取っていただけるようご尽力いただいております。計画が承認されますと事業として本格化してまいります。

上部公共施設の検討におきましては、地域の皆さんのご意見もいただきながら進めることが重要と考えております。そのためには、まずは事業の内容をご理解いただくことが必要と考えており、そのため、あらゆる機会を通じてランドデザインの周知も併せ、できる限り多くの方々からご意見をいただけるよう説明会等の場をつくってまいりたいと考えております。

以上です。

○三好義治委員長 由井課長。

○由井人権女性政策課長 そうしましたら9番目の男女共同参画計画についてのご質問にお答えさせていただきます。

まず審議会の委員の件については、女性委員の構成比率は第3期計画では35%を目標としており、達成できたところではあります。第4期につきましては、今、委員からもお話があったように40%を目標としております。

審議会の委員の公募の際には、人権女性政策課で取りまとめております女性人材登録制度の活用を各所属に活用いただくよう、ご依頼させていただいております。

続きまして、防災の女性の参画拡大についての件ですが、防災危機管理課が行っております防災サポーター養成講座におい

て「男女共同参画の視点からの防災」という講座を人権女性政策課で1コマ実施させていただきました。

また、ウィズセつで「レスキューナーズが教える自助防災講座」でありますとか「子育て世代の防災講座 知って備えて命を守る」というように、女性の視点の講座を実施しているところです。

続きまして、ひとり親家庭等の対策についてのご質問ですが、先日、福住委員のご質問のときにもお答えさせていただきましたが、市役所に相談に来られて直接、人権女性政策課の窓口に来られる方は少ないと感じております。昨日も答弁させていただきましたが、市役所に来られた際に、どこの窓口でもキャッチができるように、生活応援シートの活用でありますとか、1年間を通じて新規採用職員に人権研修を実施しているところで、女性問題に関しての講座を学習させていただいております。人権女性政策課につないでいただいております。

また第4期については、ひとり親家庭、ヤングケアラーなどさまざまな家族形態に沿った支援を行うことを掲載させていただいております。

以上です。

○三好義治委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 それでは10番目の特定事業主行動計画の推進のご質問について答弁させていただきます。

同計画は次世代育成の観点、それから女性活躍推進の観点から計画を定めてございまして、その各取り組みを毎年行っております。

数値のご紹介ということでございましたので、年度途中でございまして現段階でのという前提ではございますけれども、

ご紹介させていただきますと、目標として設定しております採用した職員に占める女性職員の割合で、数値目標は平均40%なのですが、これは今年度につきましては44%となっております。管理的地位に占める女性職員の割合、これは目標25%に対して今年度19.7%、それから男性育児休業の取得率、目標25%に対して57.9%、出産補助休暇、育児参加休暇の取得率が目標80%に対して68.4%となっております。

今年度の特徴といたしましては、男性の育児休業の取得といったところが伸びを示しております、少しずつ周りに取得者がふえてきたことも影響しているとは思いますが、風土ができてきているという見方もできるのではないかと考えております。また各所属での理解、受入れ、働きかけ、こういったことの協力もあつてのことと捉えているところでございます。

今後人事課としては情報発信、体制整備に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 有場課長。

○有場政策推進課長 それでは質問番号11番、行政経営戦略の進捗管理のご質問でございます。

行政経営戦略につきましては、令和3年度からスタートということで、令和4年度に入りましたら令和3年度の進捗状況を調査いたしまして、予定では令和4年度の後半、秋頃をめどにホームページ上で進捗管理を公表していきたいと考えております。

議員より数値の確定時期がばらばらになるのではないかとということでしたけれども、秋頃ですと令和3年度の決算時期で

ございますので、多くの指標は出ているものと考えております。確かにその時点が出てない数値もあろうかと思っておりますけれども、ほとんどが出ているので、積極的にホームページ上で公表してまいりたいと考えております。

ちなみに行政経営戦略を紹介するホームページ上では、分野と施策の順で各課で所管しております計画を並べておりまして、そこを通して各課のホームページにリンクするような形にしており、各課のホームページ上で進捗状況を公表しております。現在は令和2年度の進捗状況を公表しております。

以上でございます。

○三好義治委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 ご答弁ありがとうございます。

それでは2回目の質問となります。よろしく申し上げます。

まず人事全般について、今回はコロナとかいろんな問題で、どうしても人がふえることはよく理解はできるわけですが、以前より行財政改革をずっとやってまいりました。そのときに職員数の削減をずっと進めてきました。それで職員数適正化計画がありまして、目標を幾らにするということで、進めてきました。

それでそのときの考え方でいいますと、現業職の不補充がずっと続けられてきたと認識しているわけですが、これは今も続けられているように認識しております。ところが会計年度職員という制度が新しくできまして、その減らした分ですが、これまでは臨時職員でしたけれども、この制度の導入によって、職員の適正配置という考え方も変わってきたと思っております。改めて現在、摂津市の職員数に対する考え

方について、ご答弁いただきたいと思います。

次に、働き方改革、2番目でございますが、いろいろご努力をいただいていることに、敬意を表したいと思います。

一方で、働き方改革にとってやはり大事なものは、一人一人の職員の能力の向上が必要だと思っております。それでモチベーションが上がっていくことが必要だと思っております。それで本市ではどのような取り組みをされているのか、ご答弁いただきたいと思っております。

それから近年、いろいろ臨時給付金等の関係で、その都度で人が集められて対応に当たるということが続いているわけです。そういう中で、非常に短時間のうちに処理しなければいけませんから、時間のない中での対応になっていることも重々承知しているわけでございます。そういう中で本当に職員の皆さんが頑張っていることもよく理解しています。しかも間違えることなく、これまで適正にやっていただいたことを大変評価したいと思っております。

特に去年の暮れの子育て世帯臨時特別給付金は、12月24日に5万円の支給ということで動いていたんですけど、岸田総理の国会答弁が基で急に10万円になりました。我々はこの議会で賛成と言えども、それで済む話ですけれども、実際にこの業務をされた方は、急にそれがまた変わって、急遽それを間違いなく実施されるということで、本当に高い能力があることを、評価したいと思っております。

私個人としては、こういった取り組んでいただいた方々についてはS評価を差し上げたいと思っているくらいでございます。

そういう中で、特に一昨年は特別定額給

付金を市民全員に給付いたしました。そういったデータをうまく利用して、去年のこの臨時特別給付金ですが、これがスムーズに行くような、システムを自らつくってアイデアを出して、そして非常にスムーズにやっていただいたことを耳にしています。こういういざとなったときにアイデアを出して、力を発揮できるような職員がいらっしゃることは、非常に素晴らしいことだと思っておりますけど、一度ご紹介していただいたらありがたいと思っております。併せてご答弁をお願いしたいと思っております。

それから人事評価システム、3番目です。

これも適正にやっていただいていると思っておりますが、国がいろいろまた5段階から6段階に変更しておられるということでございます。それは適正にやっていただきたいと思っておりますが、とにかくこれも職員のモチベーションが上がる、そしてやる気が出てくるというための評価だと思っております。先ほども言われていましたが、とにかく公平、それから職員が職員を評価するので、非常に難しいと思っておりますけれども、そういう公平、そしてモチベーションが上がるという観点での取り組みとなりますように、今後もしっかり進めていただくように、これは要望としておきたいと思っております。

それから総務事務センターの委託でございますが、総務事務センターが令和3年度で閉鎖されるということでございます。そうなりますと、これまで総務事務センターがやっていたほかの業務ですが、郵便とか印刷とか、それから国保年金の発送業務とかいったものは今後どのように扱われていくのか、ご答弁いただきたいと思っております。

5番目、人材育成事業についてでございます。

まもなくこの計画ができ上がるということで、これまで何度も会議を重ねていただいて、12回とおっしゃっていましたが、あともう一回は会議をするということでした。そういう中で一番気になるのは、やはりこの指摘されている隠蔽体質とか、事なかれ主義といった文化がしっかりと転換していく、そういう計画になっているのかが気になっているところでもあります。令和4年度はいよいよそれに基づいて、この具体的な取り組みがスタートしていくと思いますが、どのようなことを考えられているのかについて、ご答弁いただきたいと思います。

6番目、ふるさと応援寄附金推進事業です。

ご答弁いただきましてありがとうございます。決して反対しているわけではなく、今までこの厳しい答弁が続いているので、摂津市ではふるさと納税は駄目なんだと思っていただけです。今回は方針を転換されたということで、これは歓迎したいと思いますし、ぜひこれはうまくシティプロモーションにもつないでいていただきたい、成功させていただきたいという思いでございます。

その上で、よく似た取り組みでクラウドファンディングがあります。これは趣旨に賛同した人の寄附を募る手法として、最近民間でも随分使われ出しました。

それで以前には市民体育館ですが、このクラウドファンディングはどうですかと質問をしたこともありましたが、やりませんとはっきりした答弁をいただいているわけです。それは市民体育館であったということもありますけれども、今後はこういう案件によってはクラウドファンディングという方法も柔軟に考えていくことが

必要ではないのかと思うわけですが、この辺についての考え方についても一度お聞かせください。

7番目、鳥飼まちづくりグランドデザインの推進事業です。

いよいよでき上がるということで、関係者が同じイメージを持っていくことが非常に重要になるわけですがけれども、コロナの影響もあった中で、本当に市民と同じイメージでもって、この共有のプロセスが出来上がっているのかということについて、私は弱いのではないかという思いも持っています。

だからこそこれを補うためにも、次の段階、実施する段階で、よりこの共有したイメージがつけられるような取り組みをする必要があるだろうと思います。より市民の意見が取り入れられるということです。そういうことが必要なんだろうと思います。お聞きしますとこれは福渡副市長が担当されておりまして、パブリックコメントに出す最終案については何度もこの注文をつけられたと、少し小耳に挟んでいるわけですが、今回のグランドデザインについて、副市長としてはどのような思いを持たれているのかについて、ご答弁いただきたいと思います。

次に8番目、河川防災ステーションについてでございます。

これもグランドデザインと同じように、やはり市民の意見をしっかりと盛り込んでいけるような、地域の課題とかを盛り込めるようにすることが大事です。ワークショップなどをやりながら、みんなでつくり上げたプロセスの中で、コミュニティ施設ですから、できた段階ではまたみんなでそれを利用できるような、ぜひそういう手法を工夫していただくことをお願いして、こ

れは要望とします。

それで9番目の男女共同参画推進計画についてでございます。

先ほど1番目の特定事業主行動計画のことについては答弁をいただきました。毎年市民に対するアンケートによって意識調査をされていると思うんですけども、そのことについてどんな総括をされたのか、ご答弁いただきたいと思います。

その上で、2番目に審議会の女性参画についてですが、審議会等への女性委員の登用指針があるんです。これは女性委員の構成比率は50%に近づけるとなっていますが、第3期では35%、今度の第4期では40%で、だんだんと引き上がってくるということでございます。35%は達成されたということですが、審議会によってはなかなか難しい審議会もあります。担当課だけでやるのではなくて、これは所管されている各々が、しっかりご協力いただいて、35%のところであれば、40%に引き上げることになりますので、全体でしっかり取り組んでいけるように、これは要望しておきたいと思います。

それから3番目の防災会議についてです。この令和4年度に地域防災計画が更新されることになっております。防災会議は、言わば防災の一番トップの会議になりますので、ここにやはりどれだけ女性を参画させるかが一つの大きなことになると思うので、この辺はどんな取り組みかといっても答えにくいかもしれませんが、どんなご努力があるのか、一度答えていただきたいと思います。

それから4番目の貧困問題です。

この日本のジェンダーギャップというのが、この間、ウィズせつつフェスタのパネル展で出されておりました。

世界154か国中の120位ということで、一つ順位が上がったかと思えます。でも120位と下のほうです。今回のコロナ禍では、本当に一番翻弄されたのは女性であると言われておりますし、女性が貧困に陥る背景には、やはり固定的な性別役割分担意識が解消されていないというのがあると思えます。

これは日本特有の江戸時代から続く封建社会から引きずっているところがありまして、これがなかなか解消できないのではないかとされています。そういう意味では就業構造の問題で相対的に女性の収入が少ないというものになっています。

安定していない職業に就いている人も女性が多いんです。だからコロナ禍で飲食店などが閉鎖されると、多くの女性が貧困に陥る等々が出てくるとことも言われています。またパートも非常に多い等々で、これはやはり日本特有の問題だと思いますが、こういうものはしっかりと時間をかけて解決していかないといけないことだと思います。

そして先ほども答弁にありましたけれども、いろんな形でこの貧困に関わって、例えばDVであるとか、児童虐待も含めていろんなことがあるけれども、なかなかそれは見えなくなっているということです。貧困もそうです、見えなくなっていることが問題だということでございます。

そしてそういうものには、先ほど言ったヤングケアラーとか、それに障害者が関わっていたり、ネグレクトがあったり、ひきこもりがあったりとか、いろいろ複雑にこの問題が絡まっているのが今まで問題視されていまして、それでそういうものを解決するために、重層的支援体制の構築が、厚生労働省で推奨されています。

ただしこれは強制的にやらないとあかんことではなくて、できる状況が整った自治体が手を挙げて進めていくことになっています。

それで大事なのは、その地域でこういう支援体制をつくっていくことになります。それから行政などの対応は、断らない窓口を構築していくことになりますが、ここで重要になるのは、やはり社会福祉協議会です。ここが非常に大きなキーになってくるわけです。当然、厚生労働省から下りてきたものについては把握されていると思いますが、重層的支援体制の構築について、本市としてはどういう考え方を持たれているのか、これは副市長から男女共同参画の観点でご答弁いただきたいと思います。

次に10番目、第4次摂津市特定事業主行動計画の推進についてです。

今、中間的な評価をいただきました。これも毎年お聞きしておりますが、やはり摂津市役所が重要な立場にあるということです。モデルとなるということでは先頭を走っていただかないといけないということもありますので、これはぜひ頑張ってください。

それで採用者の女性の割合が40%を超えたということでございますが、そういうことで管理職も昔に比べたら随分女性の方がふえたと実感しています。頑張っていると思いますので、引き続きこれはご努力いただきたいということで要望としておきます。

それで行政経営戦略の推進、11番でございますが、令和4年度の後半にホームページ上で公表するというところでございます。

それも非常にいいわけですがけれども、戦略的にもう少し積極的なアプローチとい

いますか、取り組みも考えていただきたいと思っています。

これは先ほど言いましたけど、シティプロモーションとしての要素が非常に強いことですし、またSDGsの計画にはなっています。SDGsが理解されつつあると思いますけれども、摂津市がよく取り組んでいますよということになっているわけではないので、市がこれほど頑張っていますよということのPRも含めて、もっと目につく形で戦略的に取り組んでいただきたいと思います。

これはいつも言っていますが、とにかく何かデジタルサイネージみたいなものをつくって表現するとか、市役所の1階のところにテレビが置いてありますから、そういうものでアピールをするとか、とにかく積極的にやっていただきたいと思います。

それでこのSDGsの取り組みにつきましては、内閣府で地方創生SDGsの達成に向けて、優れたSDGsの取り組みを提案する自治体をSDGs未来都市と選定しまして、その中で特に優れた取り組みを自治体SDGsモデル事業と選定して支援するというものが進められています。

それで豊中市などは手を挙げてやってはるわけで、これは申請してこれに選定されないといけないわけです。本市もここまですべてやっているの、そういうことを研究して立候補するぐらいの取り組みを積極的に考えていけばどうかと思うんですけども、このことについても一度ご答弁いただきたいと思います。

以上です、2回目の質問を終わります。

○三好義治委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 それでは1番目のご質問に答弁させていただきます。

職員数に対する考え方でございまして、

ご質問の中でご紹介いただきましたとおり、現業の退職不補充を前提にした定員管理計画がございます。これに従って採用を行っていくことは当然あることなんですけれども、先ほどの答弁でもさせていただきましたとおり、業務量の変動であるとか、あるいは急遽対応しないといけない、そういった事業もふえてきております。これも事実でございますので、事務職、技術職、専門職を中心に、そういったことへも柔軟に対応していく必要があると考えているところでございます。

それから2番目のご質問でございますけれども、まず能力開発のお問いでございました。

どのような取り組みでございまして、研修関係で申し上げますと、時間短縮につながる、あるいは業務効率化につながるものとして、マッセOSAKAでも派遣研修の実施をいたしておりまして、システムへの対応ということで、こういったものも各課の要望に応じて派遣いたしております。

このほかOJTとしましては、一課1改善運動ということで、特に若手職員を中心に各課の課題、例えば時間短縮につながる取り組みであったり、ミス防止につながる取り組み、自ら目標を立てて、年度をかけて取り組む。こういったことも実施しておりまして、これも人材育成にはつながっているものと考えております。

それから二つ目のご質問の中で、給付金関係のシステムのお問いでございました。

特別定額給付金の支給事務におきまして、これは全国的にも問題にはなりませんでしたけれども、マイナンバーを使った電子申請がございました。それで電子申請とはいうものの、何かのデータとひもづいているわけではなくて、ページ上で手入力をするこ

とで、当然ながらそれは正確でないことも多々ございます。

システムはAccessを使ってエラーを種別で分別する、そういったような仕組みを構築し、また実際の支給データの作成、給付振り込みのための支給データの作成におきまして、パンチ入力が必要なものについてRPAを活用しまして、正確に重複のないような支給データをつくることで、これはシステムが自動的に行いますので、人為的なミスが減らせる部分と、それから夜間も稼働させて迅速な支給につなげたということで、報告は受けております。

これらのアイデアとか、それから知識、そういったものを活用して事務を進めていく、そういった人材を今後も育成できるように努めてまいりたいと考えております。

それから総務事務センターのお問いでございました。総務事務センターでは簡易な業務を主に担っていただいております。手作業の部分が多く存在いたします。それでどうしても人為的なミスということも、気をつけながら進めるんですけども、そういった部分が完全になくなることは、難しい状況であると感じております。そういうことでシステム化、これは他市でもほとんど導入事例がございましたので、庶務事務システムの導入に踏み切っていると、そういうことでございます。

それでお問いがございました印刷、郵便、それから個々の発送業務等々は、主には会計年度任用職員で作業的な部分を担っていただくことを考えております。一部印刷業務などは派遣の活用もしながら業務の繁忙時期、それから業務の滞ることのないような体制ということで、その辺を考慮しながら各課と協議を進めてまいったとこ

ろでございます。

それから5番目のご質問で、人材育成のお問いでございました。

ご質問にもございましたとおり、第三者委員会の提言を踏まえてということで、今度の協議会でもご説明させていただこうと思っておりますけれども、コンプライアンスの徹底が一つ課題としては挙げられるとは思いますが。

それでこの辺りの計画、方針、それからこの方針の中で、自らがその行動をきっちり取れているか点検を行っていくであるとか、そういったことも必要であろうということで検討しているところでございます。

また昨日の委員会の中でも答弁させていただきましたが、公益通報の外部窓口もでございます。これは組織の中で解消しない法令違反行為等があった場合には、外部窓口を活用して通報すると、そういった仕組みも新たに導入する予定をしております、これは第三者委員会でご指摘を受けました部分への対応ということで、次年度予定しているものでございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 大橋市長公室長。

○大橋市長公室長 6番目の2回目のご質問でございます。クラウドファンディングでございます。

現在、ふるさと応援寄附金につきましても、その寄附の用途として大きなくくりといたしますか分野で、例えば環境福祉、教育、そういったことで指定はさせていただいております。

それからクラウドファンディングになりますと、もっと具体的な施策や事業になってまいりまして、例えば事例でいいますと、東北の「3. 1 1」の関係の記念碑の

建立であったり病院の支援であったり、小さいものであったらサッカーゴールの設置であったりと、様々な施策や事業でクラウドファンディングが実施されているということがございます。

それと、ふるさと納税の場合は直接自治体はその寄附を集めるということになるんですけど、クラウドファンディングの場合は第三者が自治体に代わってということも考えられるわけでございます。

ただいづれにいたしましても、地域への愛着の醸成という観点では共通する部分があると考えられますし、今後その辺りも踏まえながら、もう少しクラウドファンディングそのものについての研究を進めた上で、今後そのクラウドファンディングの活用については考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○三好義治委員長 福渡副市長。

○福渡副市長 鳥飼グランドデザインについてでございます。

私は昨年4月に赴任してまいりまして、それで鳥飼の中をいろいろと歩かせていただきまして、やっぱりいろんな特徴があって、地域の資源とかもあるんじゃないかと個人的には思っています。

それでその話とかを鳥飼地区まちづくり構想担当へ話をしても、言葉は分かるけどなかなか伝わらないとかいうのがあったりします。そういうところをどうするのか、そこがこのご指摘のあった市民に対してなかなか共有されていないのかということにつながってくるんですけども、今回のグランドデザインをつくる上で、将来予想のイメージ図を今回作ろうと思っています。そうするとその絵があることで、もうちょっと市民ともいろん

な情報というかイメージが共有できるのではないかということで、今回はそういうものを差し込もうと考えています。

そういうものを作りながら、次にこういうのができ上がってきて、これからパブコメをやって、それででき上がった後には地元に入っていってご説明させていただきながら、市民の方々と意見交換をしながら、うまく実現できるように努力していきたいと思っております。

以上です。

○三好義治委員長 由井課長。

○由井人権女性政策課長 そうしましたら、9番目のご質問の2回目の答弁をさせていただきます。

まず、5年に一度、計画の改定の前に市民意識調査、アンケートを実施しております。今回のアンケートの結果から見えてきたものは、男女平等に関する意見に関しては高まってきていると感じています。ただ、まだ固定的性別役割分担意識が根強くあるというのも事実でございます。そのことに対して、女性だけではなく、男性に向けた講座でありますとか、女性の起業支援、また女性が働きやすいような職場環境を進めていきたいと考えております。

続きまして、地域防災計画の更新についてのご質問がございました。その点に関しましては、防災危機管理課が地域防災計画の更新を進めておられます。それに対して、人権女性政策課としては、男性の委員に対しても女性の視点を入れていただくこと、避難所における女性の要望等に関しても意見を必ず入れていただくように、人権女性政策課として要望しているところではあります。

生活困窮、また断らない窓口についてのご質問がございました。その点に関しまし

ては、人権女性政策課で事務局として、摂津市相談業務連絡会がございます。それには社会福祉協議会も構成メンバーとして入っていただいております。

また、先ほどと同じ答弁になるかとは思いますが、何かもやもやしていて、どこに相談していいのかわからないという方に関しましては、人権女性政策課でなかなかキャッチができないのが実情です。ですので、そういった方がどこの窓口に行かれてもキャッチできるように、生活応援シートを活用し、人権女性政策課につないでいただき、様々な公的支援のところにつなぐように努力しているところであります。

以上です。

○三好義治委員長 奥村副市長。

○奥村副市長 それでは、ひとり親家庭の貧困問題につきまして、私からご答弁申し上げます。

過去、高度成長時代がございました。低成長時代、それから現在では、とりわけ人口減少とか、あるいは高齢化社会の突入、それから労働生産人口の減少があります。そういう意味では、これからのGDPは減少していくのではないかなというような心配もしております。2年間に及ぶコロナ禍の中で、それからまたロシア・ウクライナの問題で世界的な不況がやってくるのではないかな、そういう心配もしております。

とりわけ、そういうような中でひとり親家庭、特に母子家庭が多いと思いますが、そういう母子家庭の生活環境、非常に悪くなっているのではないかなと思います。企業活動が縮小したり、あるいは先細りになりますと、当然低賃金での雇用、女性が多いわけですがけれども、そういうような雇用のところで、要は雇い止めがあったり、あるいは退職があったりということで、非常に

企業にとっては調整弁に使われているのが、社会問題化しているのは当然認識しております。

それでは、こういうような、いわゆる貧困問題、重層的に取り組むためにはどうすればいいのか、人権女性政策課だけでは取り組むことは困難でございます。そういう意味では、全庁的にどういう取り組みができるのか。特にこの貧困問題につきましては、福祉部門、それから教育部門等々もやはり連携を取っていかなければならないと思っています。

一つ、市役所の風土としまして、よく言われるんですけども、縦割り意識がやっぱり言われております。いろんなことで今までそういうことを言われておまして、摂津市におきましては、まず縦割り組織の意識を払拭する。その中で他の部門とどういうふうに連携ができるのかどうか。これはやはり研究はしていかなければならないと思っております。

○三好義治委員長 有場課長。

○有場政策推進課長 それでは、質問番号11番でSDGs未来都市に関するご質問でございます。SDGs未来都市につきましては、自治体によるSDGsの達成に向けた取り組みを公募し、優れた取り組みを提案する都市をSDGs未来都市として認定するという、内閣府の制度でございます。実際、認定されましたら、委員がご指摘のとおり、市民に対してはかなり大きなPR効果があるかと考えております。

一方で、指定を受けるためには、SDGs未来都市計画を策定した上で、全国に先駆けたといいますか、先導的なモデル事業を実施していかなければならないことになっております。現在、本市で行政経営戦略におきまして、SDGsとリンクさせて

取り組みを進めているところですが、今後、どのような取り組みが先導的であると評価されるのか、先進事例を参考にしながらSDGs未来都市についても研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○三好義治委員長 室内換気のために、暫時休憩します。

(午前11時 8分 休憩)

(午前11時13分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 それでは、3回目の質問をさせていただきたいと思っております。

まず、1番目の人事全般についてでございますけれども、今後、いろんな業務がふえてくるということでございますので、柔軟な対応をしていくということでございます。これはしっかりこれからお願いしたいと思っております。何といたっても、やっぱり市民サービスの向上を最重視していただいて、職員の適正な配置を考えていただきたいことを要望しておきたいと思っております。

それから、2番目の働き方改革についてでございますが、一部職員のことを紹介していただきました。人事評価も併せてですけども、やっぱり働き方改革もそうですが、個人の能力のモチベーション向上が非常にやっぱり重要やと思っております。これは結果を残した職員の頑張りやモチベーションが広がっていくような、そういう人事政策をぜひお願いし、これも要望としておきます。

それから、総務事務センターの件ですけども、これは理解いたしました。今後も業務の適正化といいますか、ミスのない取り組みをやっていただきたいということでお願いしておきます。要望いたします。

5番目の人材育成事業についてでございますが、これは後日また協議会を開いていただくということでございますので、詳しくはそこでいろいろ申し上げたいと思います。とにかくこれまでの様々なミスがありました。それを払拭し、なおかつ先ほど申し上げておりますように、マイナスからスタートするというよりも、職員のいいところをどんどん引き出せるような、そういう人材育成をしていただきたいと思います。ことで、これも要望としておきます。

ふるさと応援推進事業について、クラウドファンディングを研究していただくということでございますから、これもしっかり研究していただいて、柔軟な取り組みをお願いしまして、要望としておきたいと思っております。

鳥飼グランドデザインでございます。福渡副市長から答弁をいただきまして、大事なところは、イメージを同じように持つことがやっぱり大事だと思いますので、次の段階に入っていく際は、そういうことをよく意識していただいて、よりみんなで作って上げていくというイメージをしっかりと持っていただいて進めていただくことで、これもお願いし、要望としておきたいと思っております。とにかく夢のある計画の実現を目指して、みんなが夢を持っていけるような計画の推進をお願いしたいと思います。

9番目の男女共同参画推進事業についてでございます。地域防災計画の女性の参画については、これまでにいろいろ議論がある中で、例えば女性の専門委員会をつくって、そこで提言書をまとめてそこへ持っていったということもあります。やっぱり一番この防災の中のトップの会議になりますので、こだわりを持って、何とか女性の意見が通ることをしっかり考えていた

だきたいと思っております。誰が委員になっているのか分かりませんが、4月以降にまた組まれると思っております。それぞれの部署のトップが充て職になっておりますので、そのメンバーを見ながら、ぜひ形を残せる体制を考えていただくようお願いしておきたいと思っております。

それから、重層的支援に対しての構築についてですけれども、これも私たちもまだ勉強段階といえますか、豊中市の話も聞きました。社会福祉協議会がやっぱり中心になって、どっかでキャッチするということです。まず地域団体とか地域のボランティアとか、地域の方たちが何かあるぞっていうことでキャッチをされて、この支援につないでいくのが、この大きな取り組みです。窓口で対応できることはもう限られておりますので、地域でしっかりと見守れるというか、キャッチできる体制をつくっていくのが、重層的支援体制です。

今回こども食堂に支援をいただきますが、このこども食堂も重層的支援の一つとなります。ここで子どもについて何かシグナルを見つけると。見つけたときには、いろんなところと連携をして、最終的にはどこかの支援につないでいくのが、これからの福祉の在り方になっております。だから、先行してコミュニティソーシャルワーカーの取り組みなんかがあるわけです。コミュニティソーシャルワーカーは、どんな相談でも応じるのが基本ですけれども、それに応じて、これからは地域もそういう地域を構築していくことが大事です。

だから、決まったことをしなさいということは一切なく、その地域に合った形を考えて、体制を考えて、構築をしていくのがこの重層的支援体制ということになっております。よく研究をしていただいて、摂津

市に合ったものをぜひ見出していただいて、そして、これからのこの取り組みにしていきたいということで、これも要望としておきたいと思います。

それから、SDGs 未来都市です。こういう取り組みもぜひ見据えながら、研究をしながら、進めていっていただきたいということで、これも要望して、私の質問を終わります。

○三好義治委員長 次に、安藤委員。

○安藤薫委員 それでは、幾つかお聞きしときたいと思います。

最初に、人事関係のことを2点ほどお聞きしたいんですけども、昨日より議論されておりますが、第三者委員会の提言も受けて、このたび設置されてということになります、公益通報外部窓口業務についてでございます。

委託料として127万円、これ予算概要で12ページにあるものですけども、どのように機能させていくのかが非常に重要になると思います。従来の公益通報窓口の状況と、それからこの外部窓口の設置によって、何の効果を期待するのか。それから同時に、具体的にこういった通報をされる際に、もちろん職員であり、役所と関係をしている事業者であり、いろいろな方々からの通報が想定されるわけですけども、どこにどのような形での通報があって、それがどのように庁内に来て、その対応を行っていくのか。それが仕組みとしてきちんと多くの人に知っていただく必要があると思いますが、その点について、お聞かせいただきたいと思います。

それから、2点目に職員の配置であるとか、給与のことで、これもこれまで議論もされてきたのであまり深くやりませんが、予算書の206ページから給与費の明細

の表があります。見てみましたら、先ほどもお話がありましたように、令和4年度は55人ほどの新規採用があって、退職される方等々とプラスマイナスしますと、26人ほど増加されるということでありまして。正規の職員、それから会計年度任用職員、いずれも増加しておりますが、その中で特徴的だと思うのは、会計年度任用職員の給与費です。金額の伸びが全体の伸びの約2倍、約11%になっています。会計年度任用職員の待遇改善問題は代表質問でも議論されておりましたが、この数字的な根拠、どのような理由になっているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

あわせて、昨日も福住委員から触れておられましたけれども、予算概要の費目ごとに計上されている人件費、そしてそれぞれの課ごとの配置の人数が記されています。今回、新規採用で55人、全体では26人ほどの増加になっておりますが、具体的にはどんなところに重点配分をしようとしておられるのかお聞きしたいと思っております。

例えば、昨年の事件があって、体制強化が図られている家庭児童相談課を見てみますと、令和3年度で5人、令和4年度では8人、それから短時間の方が一人ということで、確かにここ増員となっております。それから、例えば、数年後にごみ処理の広域化が図られる環境センターについては、今後どのようなのかなどを踏まえて、その辺の動向について、考え方をお聞かせいただきたいと思っております。

それから、次に男女共同参画計画について、お伺いします。これも今、詳しく議論をされておりました。私も、第3期計画が今回終わって、意識調査も行って、様々な議論を行った末に、第4期計画の案がつく

られ、先日、五十数人のパブリックコメントへの意見もあったとご説明をいただいているわけですが、この到達は、どのように見ておられるのか。そして第4期に、どうやってつながっているかです。例えば、第3期計画のそれぞれの目標指針項目があって、それぞれの目標値と実績が毎年アクションプランによって報告をされて、進捗状況が分かるようになっていきます。これが令和2年度の報告から、行政経営戦略の枠組みの中でチェックシートという見方になりました。全体で、第3期計画での新項目が28件あったんですけれども、この進行管理チェックシートを見ますと、KPI目標という形で二つになっています。もちろんまとめ方の問題もあるかと思いますが、中期見直しから5年間、一定指針として、目標としてやってきたものですので、その点それぞれの到達状況がどうなっていたのか教えてください。

第4期計画を見ましても、この目標指標が15項目に集約されていると思いますが、その内容についても、第3期までの指針項目と大きく変わっているような気がいたします。例えば、これまで第3期の指針目標にありました保育・学童の待機児童の目標がゼロだったと。もちろん簡単にはいかない目標ではありますが、大変重要な視点だと思います。第4期計画の目標指針項目には入っておりません。それから、例えば、男女共同参画センターが主催している事業において、子どもの一時預かりを利用した人の数であるとか、女性の委員がない審議会をゼロにするような項目などもなくなっています。

一つ一つ項目の設定の仕方は、議論されるべきものだと思いますけれども、今回第4期には、これがなくなったのは当然いろ

いろな議論の下で、理由があつてのことだと思いますので、その点をご説明をいただけたらと思います。

それから、鳥飼グランドデザインについては、これは公民連携のお話がありましたので、今後、いろいろな事業を進めていく上で公民連携、事業者の皆さんや市内で活動されている各種団体の方々を含めた交流とコミュニケーションをしっかりと図っていただいて、合意と納得の上でまちづくりを進めていただきたいことは申し上げておきたいと思います。

これも皆さん、おっしゃっておられることですが、やはり鳥飼グランドデザインの策定に向けて、令和2年度から実質上取り組んでおられて、策定委員会の数も当初の予定よりも大分ふやしていただいています。地域の中に入って説明会、意見交換等も、いろんな団体とのヒアリング等もやられてきたとお伺いしているんですが、まだやはり藤浦委員がおっしゃったように、本当に十分とは言えない状況だと思っています。コロナの関係で本来の説明会や意見交換会が中止になったりしてきています。

加えて、やはりそういった場所に来られないような方々の意向をどうやって集めていくかという点では、グランドデザインの策定をした後も、丁寧に周知を図ったり、それから意見を受け入れながら、この計画をアップデートさせて、一緒に鳥飼地域の大きな将来像に向けて進めていく必要があるかと思っています。この点は、恐らく市民との交流、事業者の意見集約、それから合意と納得の上で進めていくという点で、まだまだ不十分さはあると思いますので、これは要望としておきますが、その点をぜひ留意していただいて、進めていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

それと防災ステーションの整備計画についてであります。こちらは今後、整備計画が承認された後に具体的に進んでいくことになることで、新たに支援業務委託料が、改めて組まれました。この防災ステーションは、やはり盛土をすると。下の部分が国の役割であると。その上部の施設について、摂津市がやるということで、業務が明確に分かれているということでありますが、地域の住民や市民からしてみると、防災ステーションといえば、盛土して、その上に何かできると。しかも、流域治水という大きな国が考えておられる目的にプラスして、地域で平時に使える公共施設、さらには非常時においても地域の避難所としても活用できるということに、地域の皆さんは非常に大きな期待を寄せておられると思うんです。

そういった中で、市民に対しての周知や意見を聴取していく、それを調整しながら進めていくことが重要になってくるかと思いますが、今後、住民の皆さんに説明をしていく中で、盛土の部分は国ですからとか、上の部分は摂津市ですからということで、分けて説明をされたりということになると、市民の皆さんからとってみると、不信感がたまっていくことになりかねないと思うんです。説明会の持ち方とか、周知の仕方、それから防災ステーション、盛土に関係しての地域の環境への影響であるとか、それから社会資本整備、道路であるとか、ガス管であるとか、一体的に見て、どこがどのように責任を持って、市民の皆さんに説明されるのか。もちろん連携されるかと思うんですけれども、その辺の責任の所在がきっちりとされて、進められるべきだと思いますが、その点をお聞かせいただきたいと思えます。

以上です。

○三好義治委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 それでは、1番目と2番目のご質問に答弁をさせていただきます。

まず、外部通報窓口の期待する効果でございましたけれども、設置を行います際には、改めて制度周知を行うことといたしております。これまでも制度については、周知をしておりますけれども、改めてこの制度の理解が、職員の間で深まるのではないかと効果を期待いたしております。

また、現在は通報窓口が人事課ということになってございますけれども、どうしてもこの規模の組織となりますと、通報者にとっては、顔が分かるといいますか、そういったことで、通報をためらうようなこともあるのではないかと想定はいたします。外部通報窓口ができることによって、そういったことをある意味そこまで気にすることなく通報につながるのではないかと考えております。

スキームについてのお問いでございましたけれども、現在は先ほども申しましたとおり、人事課が通報窓口になっておりまして、匿名の場合を除きまして、職員からの通報後、受理・不受理の連絡ですとか、実際の調査を実施した際に、調査実施の通知、それから是正措置を講じた場合には、その措置の通知ということ人事課から通報者に行うような仕組みになってございますけれども、外部通報窓口が設置された後は、事案に対する調査、それから是正措置については、これはいずれも人事課が担うことにはなるんですが、通報者との連絡、通知のやり取りについては、外部通報窓口を介して行うようなこととなりますので、職員からの通報について、人事課が直接通報者とやり取りすることはないも

のと考えてございます。

それから、2番目のご質問の中で、会計年度任用職員の人件費の部分のお問いでございました。理由といたしまして、主要因でございますけれども、少しご紹介もいただきましたが、一部会計年度任用職員の職種の中で、他市との処遇の違いと申しますか、比較を令和3年度に行っております。結果といたしまして、23職種については、他市との水準を埋めにいくと申しますか、水準が低かった職種について、報酬の見直しを実施いたします。この報酬改定に伴うものが、およそ2,700万円程度になってございます。

それから、人数の増も少しございまして、大きなところで申し上げますと、学童保育室の指導員の部分で、ホーム数の増への対応ということで、20名程度の増員を見込んでございまして、これがおよそ4,500万円ほどの影響でございます。

最後に、共済費の部分にはなりますが、会計年度任用職員の社会保険の関係で、10月から共済組合に短期と福祉の部分が移行します。これに伴う費用として見込んだ増分ということで、この影響額になっていくということでご理解いただければと思います。

配置上の強化の部分でございますが、当初予算同士の比較ということで、ご紹介もいただきましたけれども、既に今年度、柔軟な対応の中で増員を図っている部分もございまして、そういった前提で申し上げますと、情報系の部門、DX推進事業の関係、それからワクチンの集団接種の関係、それから建設部の大規模開発の関係、それからご紹介がありました虐待対応の関係ということで、特に虐待対応の関係は専門職と申しますか、経験者の採用ということにも

今年度取り組みまして、新年度から増員の対応をしていく予定ということで、当初予算で見込んでございます。

最後に、環境センターの関係でございますけれども、令和5年度に共同運用の予定となっております。令和4年度予算上は環境センターということで、もちろん配属も現在従事している職員はおりますが、令和5年度については、共同運用になることで、その令和5年度以降につきましては、現在勤めている職員はいずれかの職場への転任が予想されると考えているところでございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 由井課長。

○由井人権女性政策課長 そうしましたら、3点目の男女共同参画計画についてのご質問に答弁させていただきます。

まず、第3期の到達点についてでございますが、各審議会の女性の参画率でありますとか、男性の育児休業の取得率等に関して、一定成果はあったものと考えております。

意識改革のところでは、到達できているところもあるかと思っておりますが、まだまだ目標値に達していない点も多くあるかと考えております。

第3期のアクションプランにはあった分が、第4期のところではどのようになっているかというご質問があったかと思っております。第3期では、指標の一覧というページは作成しておりませんでした。第4期に関しましては、指標一覧を明確に設けております。その数が減ったとのご指摘がございましたが、他計画との競合している部分に関して一定削除をさせていただいているところもあります。それに関して目標値を求めているわけではなく、行政経営戦

略のヒアリングで必ずこちらの人権女性政策課としては、各所属にヒアリングをし、またアップをしていきたいと考えております。

以上です。

○三好義治委員長 細井参事。

○細井政策推進課参事 それでは、5番目の防災ステーションについてのお問いにお答えいたします。

さきの答弁と重複する部分がございますが、現在国におきまして、河川防災ステーションの整備計画について、承認に向けた最終的な手続に入っていると聞いておりました、承認され次第、本格的に事業が実施され、説明会等々やっていきたいと考えております。

ただ、役割につきましては、あくまでも土台は国、上物については市で変わりはございませんが、地元に入っていくに当たります、国と市が別々に動いていくことはありませんで、当然ながら連携してやっていくことになると思っております。

あと周辺への環境での影響等につきましても、国は、他の地域等にも施工実績は十分ございまして、どういった影響があって、どのように対処していくかというところに関しても、十分熟知されていると考えておりますので、この辺につきましても、国と市、しっかり連携を取って、情報を共有しながら、市民の方々への説明に入っていきたいと考えております。

以上です。

○三好義治委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 ありがとうございます。通報外部窓口については、その周知をしっかりとさせていただくことが重要だと思います。庁内含めて、市民の方から、もしくは事業者の方からもそういった通報が起り得

るということではありますが、それがやはり摂津市の事務執行の適正化に大きくつながっていくということでもあります。その対応、通報そのものについて、外部窓口ができるとふえていくようなことも予想されます。それへの対応についても、一定やっぱり人員も必要になってくるかと思えますし、その辺の体制も人事課が人を配置されているところで、どうやるのかはなかなか頭の痛いところではあるかと思うんですが、大事な外からの声は、しっかり受け入れてやっていくのが重要だと思います。その点は広く周知と、それから適正な運用を図ってもらうように、これはまた注目して見ておきたいと思えます。

それと、給与費等については、会計年度任用職員の23職種の業務において他市との関係で引き上げたということで、会計年度任用職員の待遇改善ということになっているということで、その点は理解をいたしました。

同時に、代表質問でもありましたけれども、ケア労働従事者、保育・学童保育であるとか、社会福祉の分野の職場において、政府が、非常に額的には不十分ではありますけれども、この間の貧困の拡大と併せて、コロナ禍で本当に頑張っていたところへの収入増、特にそういった分野における平均所得、平均収入のは、全産業にわたる労働者の収入と比べても非常に低い水準にあることもあって、少しではありますけれども、引き上げることが方針として出されました。これは公的な分野にも当てはめるということではありましたが、今回公的な分野については、他市との状況を見比べたりすることで、すぐにはやらないというお話だったかと思えます。その点は、もちろん民間の状況も見ながらですけれ

ども、そういうケア労働の低い水準を引き上げてこそ、人員を確保していくことにもなりますし、子どもたちや介護を受ける方々の安全やサービス改善にもつながっていくと思いますので、これは前向きに、状況を見極めながらやっていただきたいと思います。もちろん全体の給与水準等のバランスもあるでしょうけれども、そこはやはり乗り越えるような形での検討をやっていただきたいことを申し上げておきますので、よろしくをお願いします。

人員配置の重点については、お聞きいたしました。藤浦委員からもありましたように、年度途中で緊急的な職、仕事がふえていく。特に令和3年度はそういうことが非常に多い中で、それぞれの課から人を集めて、新しいプロジェクトチーム等々組まれたということは大変な状況だったと思います。その点に柔軟に 대응していくためにも、やっぱり体制の強化、それから人員そのものが今のままでいいのかが問われていると思います。

今回かなり職員採用数は多く採られているということは、その現れではないかと思うんです。今後、その職員の体制状況、それから人員、定数管理の計画もあるかと思いますが、正規の職員と会計年度任用職員の比率というのはどうしても今、会計年度任用職員の比率が高くなってきているというのがあると思います。命を守る分野、ケアに係る分野での仕事をされている方の多くが会計年度任用職員で担われております。それが本当にいいのかということが、今このコロナ禍で浮き彫りになってきた、いろんな諸問題が浮き彫りにしているのではないかと思うんです。

そういう点から、その体制、正規・非正規の比率の問題、それから人員をふやして

いただいているけれども、さらにふやしていく必要があるのではないかと思います。その点については大きな考え方として、お答えいただけたらと思います。

男女共同参画計画についてです。これまでの第3期の指針目標について、なくなったわけではないということです。これは第4期にも引き継がれているけれども、行政経営戦略の中での示し方、出し方によって、ここに一覧表としてまとめたものだというのであります。それはそれとして、これまでの目標が達成したものも含めて、達成しなかったものも含めて、本当に必要な指針だったのかどうかもきちんと議論した上で、精査していただきたいと思いますし、少なくとも第3期計画の到達とか、その総括の上で第4期が出てくるわけで、市民の皆さんには、第3期の指針に対してどうだったのかというのは、きちんとお話しをしていく必要があるのではないかと思うんです。その点の考えはどうか、その点については、もう要望しておきますので、ぜひ市民に分かるような形で、示していただきたいと思います。

今までホームページで出していたので、行政経営戦略に基づいてKPI目標としてチェックシートでは、達成率が書かれておりますけれども、今までのものは一体どうなってしまったんだと。今までのものが消えてなくなって、第4期にも見えているところには何もないというのでは、今まで積み上げてきた、また努力されてきた様々な団体の方や市民の方にとっても、やっぱり不誠実ではないかと思えます。これから一緒になってまたこの制度をよくしていこうと、男女共同参画の社会を築いていこうと、頑張っていこうということですので、そこはきちんとしていただきたいことは

強く要請しておきたいと思います。

個々の問題もいろいろあるんですけれども、これも福住委員からもありましたが、昨年、生理の貧困が大きな社会の問題になっている中で、学校施設の保健室等に生理用品等が無料配置されるということでありました。その上で、令和4年度、より適正に運用されるべきだと思うんですけれども、令和3年度、いろんな自治体では、保健室等で置くことよりも、トイレの個室へ配置をしていくことが非常に効果としてあるというお話もたくさんお聞きしています。現に貧困によって生理用品を買うことができない方がいたとしても、その方たちが、じゃあわざわざ保健室まで入って、相談をしながら生理用品もらいに行くことは、相当なハードルになってしまうのではないかなと思うんです。

そういう点では、やはりいろんな工夫もし、現場ともきちんと協議をしていただいた上で、誰でも利用できるときに利用できるようにしていくことが必要ではないかなと思うんですけれども、令和3年度の実態と、令和4年度、そういったお考えがないのか、お聞きをしたいと思います。

もう1点だけ具体的なお話として、DV被害とか、デートDV等いろいろ講座とか、それからこの間は大阪人間科学大学の学生と一緒に、学習や講演会等開かれている取り組みについては、私も1回だけですけれども参加させていただいて、本当に若い人たちの視点でこういうDVの被害や男女との社会的な格差の問題がこんなに具体的に自分たちの目線でやられていることに改めて感心しました。それを全体のものにしていかなきゃいけないなと思うんですが、その中で、やはりDV被害を相談できない、それからどこに相談して

いいか分からないというお話がありました。

それに対して、きちんとした対応を取るというお話もあったんですが、今、私たちの党では、痴漢被害の問題にも注目しております。痴漢のアンケートを東京都、京都府、今は大阪府でもやっているんですけれども、DV被害と同じような反応が返ってきています。多くが10代に痴漢被害に遭ったということです。そのことを誰にも言えなかった方が非常に多くいらっしゃいます。なぜ言えないのかというと、言っても仕方がないから、または叱られるんじゃないかということです。自分が悪いんじゃないかと、責められるという二次被害を恐れておられる方が非常に多いということです。もちろん相手からの仕返しが怖いということで、DVとも非常につながる部分もあるんですけれども、こういった痴漢被害に対して、やはりこれは政治や行政でそれを防止していくための啓発であるとか、対策が取られるべきではないかと思います。

その点は、現在、検討の状況の中に入っているのかどうかを含めて、少しお考えをお聞かせいただきたいと思います。

防災ステーションに移ります。防災ステーションについては、国と摂津市と連携をしながら進めていただくことは大前提ながら、やはり国と摂津市がしっかりと連携をしていただきたいんです。摂津市は国との関係での連携だけでなく、住民の皆さんとの連携を図ったものを、住民の声を聞いたものを国と協議していただく必要があります。その上で一つのまとまった説明であり、それから住民の皆さんの要求に対して、こうですよというようなお答えをしていただく必要があると思うんです。

説明会で出ていくのが摂津市の細井参事だけになることもあるかもしれないです。そのときに、これは国のことなので、ちょっと分かりませんか、もしくは、国に摂津市の要求をしても、国は下だけですよという話になったり、もしくは、環境影響についても、国は何回も経験しているからよく御存じだというお話でしたけれども、そうは言い切れない部分もたくさんあると思うんです。法的にはあかんって一刀両断に切られてしまうことになれば、たちまちこの計画への地域の皆さんからの不信を生んでしまうわけです。そうではなくて、住民の皆さんに寄り添った形で話を聞いて、どう対応していくのか、一緒になって考えるような姿勢を最初から最後まで徹底してやっていくというのは、大きなプロジェクトになります。もちろん流域治水とそれから地域の安全とコミュニティ施設ということで、地域にとっても大きなプラスになるようなものですので、ぜひそういったことについて、図っていただきたいと思います。その点だけ、福渡副市長から、お話しただけたらと思います。

以上です。

○三好義治委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 それでは、2回目のご質問に答弁をさせていただきます。

正規職員と非常勤職員の問題でございまして、本市におきましては、令和2年度に改正されました地方公務員法の改正、これに伴いまして、会計年度任用職員の制度を導入しております。改正におきましては、非常勤の職が地方公務員法に明記をされ、それから位置づけとして、常勤職員が担う職務、会計年度任用職員が担う職務といった、一定の整理がなされたものとなっております。現状においては、地方公務員法

に基づく対応であると認識はいたしております。

ただ、毎年、各課と次年度また直近の体制について、年末の人件費査定であるとか、年度途中の個別の相談協議を人事課でも行っておりますが、常勤職員の担う職務との区分であったり、役割の違いといった、そういったことについては、確認を常に行っております。これは今後も継続していく必要があると考えておりますし、ご質問の視点も、十分に留意しつつ状況把握、それから柔軟な体制整備ということに今後も努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 由井課長。

○由井人権女性政策課長 そうしましたら、安藤委員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、生理用品の無償配布についての実績ですが、生理用ナプキンは、男女共同参画センターと、また市内の各小・中学校、市内の公立・私立の高校、支援学校、そして大阪人間科学大学に配布をさせていただきました。

先ほどおっしゃっていただいたように、保健室での配布を当初させていただいておりましたが、確かに保健室では受け取りに行くというハードルが高いのではないかとこのところもでございます。ただ一方で、保健室で受け取る際に、ほかの悩みを聞ける利点もあるとは思っております。

各学校でトイレに設置をさせていただいたり、保健室での配布を継続されているようにも聞いております。その点に関しましては、教育委員会と連携をして、どのような配布方法がベストなのか、協議をしていきたいと考えております。

続きまして、DVまたデートDV、また痴漢被害の件についてのご質問がございました。痴漢被害のことに関しては、デートDVと同じくなかなか人に相談ができないという実態があるのではないかとご指摘をいただきました。

人権女性政策課では、先ほど委員がおっしゃっていただいたように、大阪人間科学大学とデートDVユースリーダーを実施させていただいています。それに関しましては、目的が幾つかございます。大学生、もしくは若年の方が痴漢被害も含め、デートDVの相談を市役所にするのはなかなかできないのが実情です。ただ、ユースリーダーを受講していただいた方が、支援者になり得るのではないかと。もしくは友人等から相談を受けた際に、相談機関があるよというように教えていただくことも一つではないかと考え、その事業を実施させていただいているところです。

以上です。

○三好義治委員長 福渡副市長。

○福渡副市長 今後の対応に関してですけれども、基本的に国と摂津市の共同事業という認識でいます。国も同じような認識だと思っています。国とすると、やっぱり地元の細かい希望とか、意見とかをくみ取るのはなかなか難しいと思っていますので、そこをやるのはやっぱり摂津市の役割だろうと思っています。

しっかりと国と摂津市とで連携といたら、言葉は連携となりますが、そこをちゃんとしっかりやって、地元の人に、委員がおっしゃったように、寄り添う形で実施するのがやっぱり摂津市の務めだと思っています。しっかりやっていきたいと思しますので、引き続きよろしく願いいたします。

○三好義治委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 ありがとうございます。

人事課につきましては、これまでいろいろと意見や論議もしてきておりますが、このコロナ禍であったり、それから今、ウクライナで起きている、本当にひどい戦争の状態の中で、しわ寄せは女性や子どもであったり、社会的弱者の方々に行ってしまう。コロナ禍であれば、お年寄りであったり、既往症を持っておられる方々であったりします。そういう方々に手を差し伸べられる、もしくは人間らしく生きられるその生存権であったり、基本的な人権を保障するという憲法上求められている行政の役割を果たしていくのは、非常に重要な摂津市の仕事でもあります。

そういった大事な分野において、もちろん一生懸命やっただいておるのは重々承知の上で申し上げますが、しかしそういったノウハウを持っておられる方こそ、しっかりとした待遇でもって生活していくことのできるようにすることが、新たな若い人たちの人材を生み出すことにもつながっていくこととなります。これは摂津市だけの問題とは言えませんが、摂津市として、そういった観点から今後の人事体制とか、職員の採用、それから正規化に向けた議論をやっただきたいと申し上げておきます。よろしく願いいたします。

それから、男女共同参画については、もともと国際婦人年という、もう50年以上近く前から始まった、女性の皆さんが声を上げてきたものが今の大きな社会の流れになってきています。そういった取り組みはもちろん評価しますし、続けていっただきたいと思っております。

その上で、一步一步多くの皆さんの理解を得ながら、さらに前に進めていただくこ

とが重要であります。現にジェンダーの問題において、社会の仕組みや意識の中にあるものについては、意識を変えるのはなかなか難しいんでしょうけれども、例えば社会の仕組みの中で、痴漢被害であったり、それからDVであったり、もしくは審議会 で女性が入れないような仕組みがあったり、そういう仕組みを変えることによって、その意識と結びついていくことになると 思います。その点はぜひ幅広くやっていた いただきたいのと、幅広く取り組んでいること が、市民の皆さんに届かないとあかんと思 います。何度も繰り返しますが、第3期で やったことの到達については、市民の皆さんにもお知らせもし、それから今後第4期 の中でも、K P Iには出ていないけれども、今までの視点として、こういった観点でや っていくんだということを目に見えるよ うな形にしないと、これは全庁的にも、例 えば保育所、学童保育の待機数をゼロにす るんだということはもちろん、それに向け て頑張っておられるかと思いますが、全体 のものにしていくことが、後退になりかね ないと思いますので、その点の配慮、それ から周知であったり、啓発については、よ り目に見えるような形にしていきたいと思 います。

それから痴漢の問題は、しっかり研究も していただきながら、また今後もその点に ついては、具体的に議論していきたいと思 っています。本日はこのぐらいにさせてい いただきたいと思 います。

L G B Tの問題も、お話がありましたけ れども、いろいろな取り組みをやっておら れますし、意識調査もやっておられますし、 男女の性別を書かなければいけない申請 書の見直しも行っていただいております が、L G B T Q ・ S O G Iの方々が摂津市

に訪れられときに、このまちは私たちのこ とを理解している市なんだということ を分かってもらうだけでも、当事者にとっ てみると、非常にこれは大きな励みになる というのを当事者の方からもよくお聞き します。

パートナーシップ条例とか、具体的な取 り組みも必要かと思いますが、まずは男性 も女性もL G B T Q ・ S O G Iの方々も尊 重されるまちに取り組んでいるんだとい うことを示す上でも、窓口にレインボー フラグを置くとか、その当事者の方に伝わ るような取り組みをやっていただくよう に、これも要望しておきたいと思 います。

防災ステーションにつきましては、福渡 副市長からもご答弁いただきましたので、 よろしく願いいたします。また一つ一つ 今後も議論させていただきたいと思 います。

以上です。

○三好義治委員長 安藤委員の質問が終 わりました。暫時休憩します。

(午後0時3分 休憩)

(午後1時1分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

野口委員。

○野口博委員 それでは、5点質問いたし ます。

一つは、意見と要望であります。先ほど 生理の貧困問題が議論されました。貧困状 況を現す問題の一つとして、大きな社会問 題になった課題でもあります。ご答弁があ ったように、いろんなところに配布された っていることがあります。できれば、その 配布した結果、小・中学校、特別支援学校、 市内の大学だとか含めて、配布したところ が、自主的にそこで判断されて、トイレに 置くなどしていただいて、結果どうなった

のかということの把握が大事だと思います。その点については、その資料を請求したいと思いますので、委員長、よろしくお願いいたします。

二つ目は、人事関係です。議論されているように、いろんな問題がありまして、市民の皆さんも大変心配をしている中で、これまで問題にしてきました職場環境という問題で、いわゆる非正規職員と正規職員の割合が結果どうなっているのか。先ほど議論されたように、会計年度任用職員については、各市と比較しても、同等なりになっていることは、分かりました。

あと、これまで問題にしてきた残業時間について、500時間以上が8名いたときもありましたけれども、直近数字でこの残業500時間を超える職員が何人いるのか。今の残業状況はどうなのかを含めての職場環境について、どういう評価をなさっているのか教えていただきたいと思います。

三つ目は、選挙費の問題です。36ページになりますけれども、今年は参議院議員選挙も控えています。毎回この問題は、いかに投票率をアップするかという観点から議論がなされてきました。数字を見ますと、去年は衆議院議員選挙と市議会議員選挙がありました。市議会議員選挙は、前回の平成29年度と比べた場合、前回43.77%、去年は43.9%、ほんまに微増でありました。衆議院議員選挙は、平成29年度が45.21%、去年は51.07%で9%近くふえたということがあります。なぜそうなったのか、当然、選挙前の情勢は、毎回違いますので、市民の関心も違ってくると思います。市の努力として、この投票率のアップにどう貢献なさったのかという点で、どう評価しているのかという

のが一つ目です。

もう一つは、昨年、幾つかのところで投票所を変更いたしました。変更したところでの投票率の問題も含めて、どう評価しているのかというのが二つ目として教えてください。

4点目は、平和施策の問題です。予算概要28ページに、69万6,000円ということで、金額を計上されています。代表質問でも、議論はさせていただきました。ウクライナへの侵略も含めて、世界の状況については認識していると思います。

そんな中、許せないのは、国内でアメリカの核を日本の米軍基地にもってきて、日米共同で管理・運営しようということを始めなきゃいけないかという議論が始まっております。こういう問題に対して、岸田総理は、広島県出身の首相でありますから、そういう議論を受け付けないということで、国会で答弁なさっております。改めて、本市の憲法を守り、人権を尊重し、平和としての立場で、こういう情勢を受けて、どういう動きをしていくのかを問われていると思っております。

核廃絶の問題では、市長も頑張っていたいておりますし、毎年夏の平和行進でも参加していただいて、挨拶もいただいております。貴重な活動なさっていることを承知しておりますし、そういう点では、大きな貢献をされていると思うんですが、どういう評価なさっているのかが一つです。

もう一つは、本市の宣言が、「憲法を守り人間を尊重する平和都市宣言」となっています。去年の衆議院議員選挙を受けて、情勢が大分変わってきまして、憲法を変えようという動きが強くなってきています。憲法は、平和の問題だけではなくて、国民の暮らしやいろんな権利を守る条項がそ

ここに込められています。この憲法を守るといふ立場で、核廃絶に加えてどういう立ち位置で臨むべきかということも問われていると思っております。この核廃絶の問題と憲法を守るとをぜひ取り組んでいただきたいと思っておりますが、その点どうなのかをお聞きします。

最後は、消防関係です。令和6年度から5市による消防指令の共同運用が始まる準備をしております。いろんな消防力の問題について、各市の数字を見る中で、いろんな思いもあるんですけども、少し数字を紹介しますと、令和2年4月1日の数字であります。消防職員正規職員が豊中市422名、吹田市が367名、池田市が105名、箕面市が145名、摂津市が100名です。団員数は、豊中市が525名、吹田市は171名、池田市が170名、箕面市が574名、摂津市が393名と、この正職と消防団の数では、バランスが取れているような感じもします。北摂各市を見ても、なかなか消防団員が少ないというところも感じておりますけども、一つは、以前いろいろ議論させていただいた消防の定数について103名であります。各市とも大体そう変わらないと思っておりますけども、令和6年度からの指令業務に対する共同運用に伴って、摂津市の職員の体制問題と整備計画について、どう関係して進めていくのかについてお聞きしたいと思っております。

以上です。

○三好義治委員長 答弁をいただく前に、野口委員からありました、人権女性政策課に対する生理用品の配布場所とそれから数量、利用状況について、これは後日でもいいですけど、資料として出していただくよう要請しておきます。

それでは、浅尾課長。

○浅尾人事課長 それでは、2番目のご質問、職場環境のお問いでございました。これに答弁させていただきます。

まず、常勤職員と会計年度任用職員のその割合のお問いでございますけれども、例年4月1日に、在籍した職員数を把握いたしておりまして、令和3年度におきましては、常勤職員が661名、これは再任用短時間勤務の方も含むことで661名、会計年度任用職員の方が532名で、会計年度任用職員で言いますと全体の44.6%となっております。昨年度と比較して、やや増加しているという傾向でございます。

それから時間外勤務でございますけども、500時間を超える職員ということで、令和2年度が14名おりまして、今年度はまだ年度の途中ではございますけれども、恐らく同水準ないしは少し増加する可能性がある、そのように見込んでいるところでございます。

全体としては、さまざま取り組みを行っておりまして、事務改善ですとか能力向上にも取り組んでいるところではございます。こういったことで対応できないような業務量の増加が全庁を見渡しますとございます。人事課といたしましても、職員体制を整えることで、例えば育児休業される方の対応として、正規職員を追加配置するとか、できるだけ課が円滑に業務を進められるようにということで、配置も行ってきております。全体としては、業務量がふえる傾向にあることから、職員採用についても、先にご答弁させていただきましたが、40名弱の職員採用を行ったということでございます。

今後も、業務量をきっちりと把握をした上で、常勤職員、会計年度任用職員、この役割の違い、業務の整理を行った上で、体

制については、柔軟に考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○三好義治委員長 菰原局次長。

○菰原選挙管理委員会・監査委員・公平・固定資産評価審査委員会事務局次長 それでは、野口委員からの選挙に関する2点の質問に、お答えさせていただきます。

まず、投票率の関係のご答弁をさせていただきます。

令和3年度ですけれども、委員から紹介がありましたとおり、令和3年9月19日に摂津市議会議員一般選挙、令和3年10月31日は衆議院議員総選挙を執行いたしました。

投票率は、若干上がっているという結果になったところでございます。その要因分析という部分ですが、選挙の投票率は、当日の天候であったり、立候補者数やその方が訴えられる政治信条、政治公約にも大きく左右する部分がございます。要因としましては、令和3年度の選挙執行時は、まだまだ新型コロナウイルス感染症第5波が押し寄せている状況でございましたので、より分散投票を促すため、ゆうゆうホール鳥飼西とフォルテ301の期日前投票の期間を2日間から4日間に延長したことも一つ要因にあるかと考えております。

また、新型コロナウイルスの関係で、なかなか対面での啓発ができなかったんですけれども、JR千里丘駅のご協力であったりとか、音声での啓発にも力を入れたところについて効果があったと評価しているところでございます。

続きまして、投票所変更の部分の質問にお答えいたします。令和3年度の摂津市議会議員選挙からは、第2投票区において第45集会所を投票所として使用しており

ましたが、秋口に供用が廃止されるということがございましたので、場所を子育て総合支援センターの遊戯室に変更させていただいております。投票率ですけれども、市議会議員選挙で第2投票区が45.32%、衆議院議員総選挙が55.77%ということで、それぞれ全体の投票率よりは、若干上回っているところでございましたので、投票所変更による投票率の落ち込みはなかったかなと評価しております。

以上でございます。

○三好義治委員長 由井課長。

○由井人権女性政策課長 そうしましたら、野口委員の4番目の質問にご答弁させていただきます。

摂津市は昭和58年に、全国初の護憲・平和都市を掲げた憲法を守り人間を尊重する平和都市宣言を行いました。

また、平成11年には、非核を取り入れた文言として改正をしております。

この宣言の精神を踏まえて、国際社会の一員として、戦争の悲惨さや平和の尊さに対する認識を深め、平和が実感できるまちを築くことを目指しています。

具体的にどのような施策をしているかと申し上げますと、戦争の記憶が風化しないように、若年層に関しても取り組みを進めておりまして、平成30年の2月には、摂津小学校に平和樹木の苗木としてアオギリとクスノキを各1本ずつ植樹させてもらいました。

令和2年度も、三宅柳田小学校に、広島県の被爆のアオギリを1本植樹させていただいているところです。

令和3年度に関しましては、コロナの関係で被爆体験の伝承講話ができませんでしたが、令和4年度にも同じように被爆体験伝承講話をさせていただいて、戦争の記

憶が風化しないように取り組むつもりでおります。

また、核廃絶に関してのご質問もありましたが、摂津市では、核兵器の禁止条約の早期締結を求める署名について、平和イベントをはじめとした各イベントの会場で、できるだけ署名を集める取り組みをさせていただいているところであります。

以上です。

○三好義治委員長 橋本次長。

○橋本消防本部次長 それでは、消防職員の体制と消防力の強化の体制についてのご質問にお答えいたします。

まず、本市の消防力の強化についての今までの取り組みということでご紹介させていただきます。

平成28年4月、吹田市と共同で実施している指令業務の共同運用でございます。これは、両市の出動状況の情報を一元管理することで、通常災害ではもちろんのこと、大規模災害においても、迅速な相互応援体制が強化できております。

また、本市においては、長年の課題でございました指令員の専従化が図れたことにより、効率的な人員配置ができたことは、大きなメリットでございました。

それと、平成30年3月、救急件数が増加する中で、救急隊1隊を増隊いたしまして、専任救急隊2隊にすべく、消防職員の定数を93名から103名に条例改正を行いまして、救急救命体制の充実・強化を図れたことも、これも大きな成果であったと思います。

また、平成30年4月からは、大阪府の危機管理室、令和2年4月からは、市の総務部の防災危機管理課、昨年令和3年4月からは、府立の消防学校、こちらに職員を派遣いたしまして、人材育成に努めており、

また、個人の質を高め、レベルアップを図り、少ない職員配置でも、災害に対応できる体制強化に努めておりますが、昨今の働き方改革の推進、また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、消防業務全般において非常に厳しい状況で活動しているのが現状でございます。

総務省の消防庁からの告示で出されております消防力の整備指針での先ほどの充足率を現在と比較いたしますと、施設、車両の点では、2ポイントの上昇ですが、人員の面では、約10ポイント上昇しております。しかしながら全体的には約60%でございます。この充足率は、100%である全国の市町村はございません。しかし、全国的に見て、小規模な消防本部ほど低くなっている傾向がございまして、本市の充足率が十分でないことは認識しております。

令和6年度の体制といたしましては、消防指令センターの派遣が、現在、日勤者も合わせて6名派遣しておりますが、令和6年度からの5市での指令業務の共同運用によりまして4名となり、2名が本市の他の部署に配置できる予定でございます。

いずれにしましても、通常の火災、救急救助活動はもちろんのこと、大規模自然災害等に本市で対応するためにも、消防力の強化が喫緊の課題であると考えております。そのためには、消防施設の充実、消防職員の増員等について、関係部局と協議しながら、消防体制の充実・強化を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 そしたら、職場環境の問題について、要望にしますけども、この間の不祥事を受けて議論されているように、第

三者委員会の報告、内容を受けてどういう環境をつくっていくのか、そのために、職員の数だとか、いろんな場面、場面でどう改善していくのかが問われていると思っています。

しかし一方では、おっしゃっているように、非正規職員の方もふえております。これをどう見るかというのが、なかなか僕らも判断ができにくいんですけども、要は、この間いろんな職場環境の中で、摂津市が市民に対して、地方公務員として仕事を全うして頑張っていることをメッセージとして伝わるような取り組みをちゃんとしてほしいということを申し上げておきます。

選挙について、少しふえたのでほっとしていますけども、いろんな意見もありまして、第45集会所の場合は行けたけども、子育て総合支援センターは遠くなったので、行きにくい方もおられます。ただ、期日前投の日数をふやした関係でそうなったと思いますけども、そういうご意見も出ていることも含めて、これからご承知のとおり、高齢化社会に向かっていきます。より近くに投票所を設置するということが大事だと思いますので、より投票しやすい環境をつくっていく立場で、議論していただきたいということでお願いしておきます。

平和施策の問題です。核兵器の問題もこの間ずっと議論していますので、それに加えて憲法問題、憲法を守るためにどうしていくかということも、少し考えてほしいということで、まず答弁を求めたわけでありまして。本日、紹介したいのは、当時の文部省が戦後、昭和22年4月28日につくった新しい憲法の話という冊子なんです。戦後、憲法は昭和22年5月3日から公布を

されたということになりますので、昭和22年5月3日から、私たち日本国民は、この憲法を守っていくことになりました。この新しい憲法を教わるために、たくさんの人々が大変苦心をなさいましたとことです。また、この冊子の途中に書かれておりますが、皆さんは、日本国民のうちの一人です。国民の一人一人が、賢くなり、強くならなければ、国民全体が賢くまたは強くなりません。

そこで、国は、この国民の一人一人の力をはっきり認めて、しっかりと守っていくのです。そのためには、国民の一人一人にいろいろ大事な権利があることを憲法で決めているのです。この国民の大事な権利のことを基本的人権と言うのです。これも憲法の中に書いてあるのです。こういう書き方をしております。これを受けて、改めて原点に立ち返って、日本国憲法がどういう内容かということも、ぜひ市民の中で考える状況をつくっていただければと思っています。

この間、コロナ問題で救える命が救えないという状態が、たくさん発生いたしました。そういう点では、憲法第25条が、その関係ではありますし、誰もが自分らしく生きていくという個人の尊重をうたった第13条もあります。

今、平等問題なども大きな課題でありますけども、憲法第14条、第24条、そして、お金の心配なく学ぶ権利を保障する教育の権利をうたった第26条など、憲法第9条以外にも、いろんな国民の権利や暮らしを守る条項が、この憲法に込められていますので、平成11年に改正されてきましたが、憲法問題についても頑張っていたきたいと思うわけです。これについては奥村副市長にご答弁いただければと思いま

す。

最後、消防です。いろいろご答弁いただきました。いろんな災害との関係から見ても、消防力の増強は、大きな課題であります。やっぱり消防の要である消防本部がきちっとこれからの災害に対して、いろんな市民の生命や財産を守るために重要になります。そういう点で、担当としてもいろんな具体的なところから、これだけ必要だというご意見も挙げていただきながら、頑張っていたきたいと思えます。そこで、定数が103名になっておりますけども、当面でも構いませんが、103名という数字に対して、先ほどさらに目指していくという面では頑張っていきたいと話がありました。この職員の数に対する展望をどうお考えなのか聞かせていただきたいと思えます。

以上です。

○三好義治委員長 奥村副市長。

○奥村副市長 それでは、非常に大きい課題で、どこまで答弁できるか分かりませんが、私自身の考え方も含めまして、答弁させていただきたいと思えます。

今、ご紹介のありました日本国憲法、これは国民の権利とか義務、それから基本的人権等々が表記されております。これは、平和国家への道標ではないかと思っております。

ただいまありました核の問題でございます。核保有国の数国が、核の縮減ということを宣言されました。実際には、具体的な指標は示されておられませんので、パフォーマンスであったように思っております。

現在、ロシア・ウクライナの情勢では、紛争よりも、むしろロシア軍の侵略のような状況になっております。連日、テレビ等で報道されていまして、ウクライナの国内

の惨状を見ると、非常に胸が絞めつけられる思いでございます。そういう攻撃の中で、プーチン大統領は、核使用にも言及されたような発言がございました。非常に危ない状況ではないかと思っております。

アメリカはじめNATO軍が、その侵略戦争に引き込まれますと、ややもすると第3次世界大戦になっていくのではないかと。それから、核使用で、お互いが核を使用し合えば、もちろん人類滅亡というようなことも考えられるのではないかと思っております。

そんな中で、日本はやはり唯一の被爆国でございます。被爆国の立場で全世界に向けて何が発信できるのか、これはやはり国をはじめ、いろんなところでいろんなことを協議し、発信していただきたいという思いでございます。

それから、本市につきましては、そういう事態があって、いち早くロシア大使館へ抗議文を送付し、武力による侵攻について、強く抗議したところでございます。

いずれにいたしましても、今後につきましては、平和希求が全人類の希望ではあると思っております。戦争をさせない、戦争をしない、これはやはり基本的に、全世界が共有した考えでなければならぬと思っております。

○三好義治委員長 橋本次長。

○橋本消防本部次長 それでは、消防職員の103名から増員計画、今後の展望というようなお問い合わせございました。

今、消防職員、現在103名でございます。先ほど、説明させていただきました消防力の整備指針がございまして、これは市町村が目標とすべき消防力の水準ということになっております。これを本市に当てはめて計算してまいりますと、消防ポンプ自

動車の隊員でありますとか、あと特殊車両、それと救急隊員の数、あと指揮隊、通信員、予防要員、この辺を全て計算しますと、約170名という数字になっております。

今、本市が103名でございますので、その60%と乖離がございます。なかなか100%にするのは、今すぐには難しいところもあると思いますけど、消防力整備指針に近いような形で、できるところから必要な人員を確保していきたいと思っております。

以上でございます。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 そうしましたら、平和問題については、副市長も答弁なされました。ただ、核保有国のいわゆる声明と言いますか、おっしゃったように、核の軽減には言及したけれども、核兵器禁止条約を今全世界で頑張って、国際条約として発効し、核廃絶に頑張っている状況に何ら触れず、結果として核保有を正当化する内容について、関係者から批判の声が広がっていることは申し上げておきます。

一方で、100%近い基礎自治体が平和首長会に参加されて、活動を頑張っております。代表質問で申し上げましたけども、核廃絶の平和運動を摂津市より広げたいということと、本日申し上げた憲法問題についても、立場がありますけども、市民へ働きかけて、考える材料を与えていくかを含めて、一度その問題について研究していただきたいことはお願いしたいと思っております。

消防力の問題については、これから人口減少も想定されますし、一方では、いろんな災害想定もあります。市民の生命、財産を守るという課題、このバランスの中で、それなりの数が必要になってくると思い

ます。いろいろ研究なさって、職員増についても進めることができるように頑張っていたきたいことをお願いして、質問を終わります。

以上です。

○三好義治委員長 次に、松本委員。

○松本暁彦委員 それでは、引き続きまして、質問と一部は要望をさせていただきます。

なお、これまで多くの委員より質疑がなされておりますので、その部分ではできる限り省略をして、焦点を絞って質問をさせていただきます。

それでは、1番目、広告掲載業務委託料についてです。

令和4年度につきましては、ネット広告を出されるというところで、理解をいたしました。

その中で、令和3年度はデジタルサイネージ、そして、令和2年度は電車の中吊り広告でした。そして、令和4年度はネット広告ということで、次々と新たな取り組みをされております。

令和4年度、その取り組みも踏まえて、どういう方向性というか、焦点を絞っているのか、そこをお聞かせいただければと思います。

続きまして、こちらが多々議論、質疑がされております職員の能力開発事業のところ です。

これは代表質問で我が会派でも、人材育成は非常に重要であるということで提言をしております。その中で一つ焦点を絞りますと、キャリアデザインを人材育成制度でしっかりと取り込んでいきたいということをこれまでの質疑でおっしゃられたと思うんですけども、それを具体的にどのように考えているのか、その点をお聞かせ

いただきたいと思います。

続きまして、3番目、シティプロモーション推進事業のところですか。これも多々質疑がございました。それで、これについては包括的にお聞きしたいと思っております。

本市のキャッチフレーズは、「ちっちゃな摂津のでっかな野望」ということで戦略をつくられ、そして、人材育成も行っていくということです。そして、魅力的な事業をつくれる人材をつくっていき、情報発信もするということです。総合的に取り組んでいくということを認識しておりますけれども、令和4年度、そのところを踏まえて、総合的な考え方についてお聞かせいただければと思います。

続きまして、4番目、人権女性政策課です。

これについても多々議論がございました。その中で1点、家庭児童相談課との連携についてというところです。

NHKでも、児童虐待に関する放送がされている中で、会議の様子も映っております。庁内で横断的な連携を取ることができるのは、人権女性政策課の大きな役割で、組織の位置づけとして可能であろうということで、そういう議論をしっかりとしてまいりました。その点、人権女性政策課として児童虐待防止を踏まえた家庭児童相談課との連携について、いろいろな取り組みについてお聞かせいただければと思います。

続きまして、5番目、これは平和施策推進事業で、これはもう要望といたします。

先ほどの議論の中でも、憲法を守り、そして今後、いろいろと市民との議論も交わしていただきたいという要望がございました。これについても私もぜひ進めていた

だければと思います。

やはり憲法というものは、国民を守ると言いますか、権力から守ると言うことがそもそもその発意で、歴史的な経緯からもあります。

当然ながら、憲法を守り、そして、また憲法をよりよくしていくということは、国民の権利でございます。

憲法を守ること、そしてまた、憲法をよりよくしていく議論、改憲に向けたそういう議論、これもまた国民の権利であり、憲法に認められているところでございます。

そして、その答えについては、何ら矛盾することはございません。そういった意味を踏まえて、先ほどのジェンダー平等に関しても、本当に今の憲法が合っているのか、それともよりよくしていくのかとか、様々な議論、そういったところもぜひ憲法を知っていただくという点で、その視点でもぜひよりよい憲法議論、そういうのも検討していただければと思います。これは要望とさせていただきます。

続きまして、6番目、鳥飼グランドデザインです。

これについても質疑もございまして、また後日に協議会もあるということですので、こちらについては要望とさせていただきます。

今回、事業者との連携ということを訴えております。おっしゃるようにまさに鳥飼地域は企業のまちでもございます。その中で、やはり鳥飼地域の企業がいかに事業をしやすいか、鳥飼地域にとっては魅力であろうかと思っております。

そこで、鳥飼銘木団地の組合、あるいは鉄工会とか、あるいは大企業とか、それらの一つ一つのニーズというのをどのようにくみ上げていくのかということも、ぜひ検

討していただきたいと思ひます。

商工会ともいろいろ話をした中で、全てをまとめるのはなかなか難しいという中で、それぞれ地域性あるいは職種の特異性も踏まえて、ニーズをくみ取って、よりよいまちへ協議、検討することを要望いたします。これは要望とさせていただきます。

続きまして7番目、河川防災ステーションにつきまして、これも多々議論がございましたので、要望とさせていただきます。

まず、平時の河川防災ステーションについて、これまでも代表質問でも、あるいは会派としてもずっと言っていました。が、平時としては鳥飼まちづくりのにぎわいの拠点として、有事においては、まさに広域避難での一時避難拠点、あるいは消防の救助の拠点とか、そういった考え方をしっかりとまとめて、整理をされた上で、どれぐらいの広さが必要なんだとか、そういったより具体的なことになっていこうかと思ひます。そこのところをしっかりと取り組んでいただくようにしていただければと思ひます。これは要望とさせていただきます。

続きまして、8番目、参議院議員選挙ですけれども、これも質疑がございました。今年7月に参議院議員選挙がござひます。選挙というのは、国民の最も重要な権利だと思ひておりますので、選挙が円滑に行えるように、適切に対応されるよう、これは要望とさせていただきます。

続きまして、9番目、こちら消防本部のところでは、これも多々質疑がございましたので、要望とさせていただきます。

こちらはもう会派としてもずっと言わせていただひています。やはり消防としても広域化、あるいは今後、消防として市民サービスを維持しつつ、あるいは向上しつ

つ、この少子・高齢化社会を乗り越えていくかということ、常日頃考えていただきたいと思ひています。

その中で広域連携における共同の指令センター等々についての取り組みは評価するところでは、しかしながら、やはり今、とどまっているわけではなく、既に改革を進めていく必要があるというところを認識しております。ぜひ、それぞれの諸所のところで取り組まれるように、要望とさせていただきます。

質問は以上です。

○三好義治委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 それでは、1番目、2番目のご質問に答弁をさせていただきます。

まず初めに、広告の関係のお問ひでございました。考え方をということでござひますが、ご質問の中にもございましたとおり、これまで車内広告ですとか、デジタルサイネージでの広告を行ってまいりました。

その取り組みを行う前には、合同の就職説明会へ参加をしてきたりということで、さまざまに取り組みは行ってきております。車内広告をするに当たっては、やはり学生だけでなく、社会人の方も含めて、広い人材に訴求ができます。

また、デジタルサイネージについては、車内広告よりも多くの人に見てもらえる可能性ということを探りながら、実施をさせていただきます。

次年度、ウェブ広告というのは、やはり地域であるとか、年齢を絞ったと言ひますか、そのターゲット層を絞った広告の出し方ができるということ、それから、コロナによる行動制限ということで、機会損失が少ない手法として取り組みたいと思ひているところでは、ござひます。

また、ウェブ広告からクリックをいたし

ますと、直接ホームページの採用のページに飛ぶということもございますので、直接的に採用試験の応募につながる可能性ということも考えております。効果、効率の面から、このような手法が現在考えられる中では、妥当ではないかと認識をいたしております。

今後も、広告の手法については、必ず効果検証を行いまして、また、時代とともにさまざま手段が変わっていく、あるいはトレンドが変わっていく、そういったこともございますので、しっかりと情報収集を行い、その都度検討していきたいと考えているところでございます。

それから、2番目のご質問で、キャリアデザインの問いでございました。

行政職として、一般的なキャリアとしては、やはり複数回の人事異動等によって、知見を広め、それから経験を積み重ねて、視野の広い職員となっていくと、そういうようなキャリアが考えられるわけでございます。一方で、行政の分野には高い専門性が必要になる部門というのもございます。専門的に当該分野の経験を積み重ね、知見を深めていく、いわゆるスペシャリストとしてのキャリアということも十分に考えられますので、一定のキャリアパスを示すと、そういったことで職員自身が自分のキャリアについて考え、そして能動的な行動をとっていく、そういったことも考えられると思っております。

入庁後、一定期間は、人事異動等によって様々な部門を経験する必要がありますけれども、その上で、職員の意向、適性、これらを踏まえてスペシャリストとしての配置を行うこと、このことについて検討していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○三好義治委員長 大橋市長公室長。

○大橋市長公室長 三つ目のシティプロモーションについてのご質問にお答えさせていただきます。

現在のシティプロモーション戦略につきましては、2020年から2025年を想定しておりまして、その中でシティプロモーションの推進のための方策というのを定めております。

その方策に基づいて各年度実施をしていくように考えておりまして、細かくなってしまうんですけど、紹介させていただきますと、一つ目が魅力のPRのためのホームページ作成というものがございまして、この部分では新たなYouTubeというものを検討しております。

二つ目が、SNSの活用なんですけど、これもこれまで議論もありましたインスタ、インスタの中でも市民参画という考え方の下にフォトコンテストということを考えているところでございます。

三つ目が、PR媒体の作成なんですけども、これにつきましては、大阪成蹊大学とのコラボによって、魅力ある媒体と、魅力の発信につながる媒体というものを検討していきます。

四つ目が、団体、大学との連携ですけども、これも先ほどからありますように、大阪成蹊大学との連携の部分であったり、これも先ほどあったんですが、インスタグラムの中で企業との連携というものを少し検討していきたいと考えております。

五つ目が、広く情報発信をするという考え方なんですけど、これも今年度で3回目になるかと思うんです。SDGs号について、阪急電車の広告ポスター、これは阪急電鉄の考え方もございますけれども、引き

続き検討していきたいと思っております。

最後が、イベントの磨き上げというものがあるんですけど、六つ目ですが、これについては鳥飼銘木イベントということで、昨年実施できておりませんので、これについて取り組んでいきたいと考えています。

以上でございます。

○三好義治委員長 由井課長。

○由井人権女性政策課長 そうしましたら、松本委員の4点目の質問に答弁させていただきます。

家庭児童相談課との連携についてのご質問であったかと思えます。

家庭児童相談課が行っている毎月の新規受理会議でありますとか、全件棚卸の進行管理会議に、人権女性政策課としましても、要保護児童対策地域協議会の構成メンバーとして現在参加をさせていただいているところです。

また、DVと児童虐待に関しましては、対のものと言いますか、同時に起こっているケースも多々ありますので、そここのところの連携は必要であるというように認識しております。虐待ネットワークシステムにも入力をし、随時情報を共有しているところではあります。

また、相談ケースに関しましては、一人で抱え込まないように、必要であればケース検討会議を人権女性政策課としても家庭児童相談課に要請を行っているところです。

以上です。

○三好義治委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、質問、または要望とさせていただきます。

まず、1番目、広告掲載業務委託料についてというところで、今回はネット広告と

いうことでいろいろと成果をしっかりと把握をして、手法については考えていきたいというところで認識をいたしました。

この広告掲載業務については、毎年いろいろと違うことに取り組みされていて、ある意味すごく感心しております。本当に一番効果の高いもの、それをしっかりと検証されて、それを令和5年度以降に、あるいは二つを駆使するのかなとか、様々な組み合わせの中で、目標は少しでも多く募集をしていただけるように、そこに向かってしっかりとやっていただければと思います。

まさに今、人材獲得競争という中で、少子・高齢化の中で、非常にそのところもやっぱり求められているところは、私も強く認識をしております。

これについては要望とさせていただきます。

次に、能力開発事業のところですけども、これも先ほどの話とつながってまいります。そしてまた、これまでの質疑の中でも、今回、令和4年度は職員数等もふやしていくというところです。やはりこれは代表質問等でも常日頃言っておりますけども、やっぱり地域力、あるいは核家族化というところで、どんどんそういったものが低下をしていく中で、やはりその部分、必ず補わなければならないということで、公的な役割がふえていく、それは一つの時代の流れというところは認識をしております。

その時代の流れに対して、どうすべきかと、その対応力が今、市に求められております。まさにその一つが今回、人員をふやした、まさに家庭児童相談課、いわゆる児童虐待の部署というところも強く認識をするところでございます。

その中で、人員をふやすという、そのための人材獲得競争に打ち勝つための取り

組みをしていくということも必要ですし、デジタル化によって一部のところを省力化して、別のところに人材を組み合わせて、そこに人材を割り当てていくという総合的な取り組み、そして合わせてキャリアパスと言われているように、人材育成をいかにしてしっかりと育てていくかということも非常に重要になってこようかと思えます。

人事というところは、ある意味市役所の価値向上のプロデュースをするところになろうと思えますので、その役割をしっかりと果たしていただきたいと思えます。それを踏まえた人材育成計画をつくられているところで、この点は後日に総務建設常任委員協議会があるということで、そちらでしっかりとまた指摘をさせていただければと思えます。

これは以上です。

続きまして、3番目のシティプロモーション推進のところ、令和4年度の取り組み、もろもろ各種施策をラインアップにして取り組んでいくというところで理解をいたしました。

これはやはり職員の意識というところも非常に大きくなってこようと思えます。我々議員というのは、全員が自分たちでプロモーションもしないといけないというところですけども、やはり市職員も市を自らがセルフプロモーションしていくんだというような、そういう意識をしっかりと醸成をしていくというところが必要と思えます。一人一人が摂津市の顔なんだと、一人一人のそれぞれの事業が摂津市の魅力化につながっていくんだというところを、そういった認識をしていただける、そういった人材育成をしっかりと、このシティプロモーション推進の中で進めていた

できればと思えます。

また、見える化については、インスタとか、そういったところをつながりのまち摂津がどういうものかということをしかりと見える化することもできるかと思えますので、そここのところもよろしくお願ひいたします。

それと、ふるさと納税制度について、地場産業の育成ということで、商工会、産業振興課との連携と、そしてまた、摂津優品（せつつすぐれもん）の活用というのもぜひ取り組んでいただければと思えます。これも要望とさせていただきます。

続きまして、最後の人権女性政策課の家庭児童相談課との連携というところ、児童虐待というのはDVとほぼ変わらないようなものであるというところで、しっかりと取り組んでいきたいというところを理解いたしました。

今回、コロナ禍の中で、一番困っている貧困層というか、あるいはひとり親家庭というところにそういう経済的な影響、余波というのがすごく来ているんだというところは、私も相談等を受けております。理解をしております。

ひとり親家庭、あるいはそれぞれの困っている方々、これは多くの質疑にもございましたけども、コロナ禍で孤立化を防ぐ取り組みについて、人権女性政策課として横断的な体制でやっていくというところで、一つ大きな役割があろうかと思えますけども、その点、どうお考えか、最後にお聞かせいただければと思えます。

以上です。

○三好義治委員長 由井課長。

○由井人権女性政策課長 そうしましたら、ひとり親家庭をはじめとした孤立化に対しての人権女性政策課の考え方について

てのご答弁を申し上げます。

確かにおっしゃっておられるように、コロナ禍において、なかなか相談事業に正直つながってこない方というのが逆にふえているのが現状であります。

ひとり親家庭の方が、なぜ困っているかと言いますと、やはりコロナ禍の点では、女性が調整弁になっていて、就労ができなくなったりとか、また、ひとり親家庭ではなくても、在宅勤務にご主人がなられたことから、なかなかカウンセリングにも今まで来られた方が来られなくなったりということも実情としてあります。

そこに関しましては、どのように対策をしていくかと言いますと、人権女性政策課としては、孤立化を防ぐために、地域でどのようにつながっていくのか、そこをキャッチするのかというところなんです。

○三好義治委員長 答弁の途中ですが、暫時休憩します。

(午後2時 休憩)

(午後2時1分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

大橋市長公室長。

○大橋市長公室長 組織横断的な対応ということでの質問だと思います。かねてより虐待やいじめとか、そういう貧困の問題も含めてですけど、さまざまな市民の情報をしっかり組織としてつかんでいって、組織として対応していくということは非常に重要なことで、十分でない部分があるのも確かだと思っております。

現在、虐待防止等ネットワーク会議という会議もございますし、これももう少ししっかりと情報共有の会議体にしなれないといけないという思いも持っておりますので、そういった会議も使いながら、それと共有シートという話もさせていただ

ていると思いますので、その中での活用をしながら、しっかり組織横断的に、市として、全体として対応できるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○三好義治委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 ありがとうございます。昨年ですか、政府でも孤独担当大臣ができたりとか、孤独をどう防ぐかというところが、やはり自殺の防止だったりとか、やはり孤独そのものが心身ともに悪影響を与えるということも科学的に分かっている中で、また地域とのつながりを大事にしていく中で、その役割が公的機関にどうしてもなくなってしまいうところが事実でございます。

当然我々としても、自治会の組織であったりとか、そういうつながりをいかに維持する、あるいは子ども食堂だったりとか、そういうつながりをふやしていこうかという、そういう取り組みもしっかりと考えていって、市と、そしてまた民生児童委員とか、様々なネットワークとしっかりつなげて、あるいは育ててやっていくというところが必要になってこようかと思っております。ぜひ、そこは全庁的にうまいことつなげていけるようにすることが、人権女性政策課の役割だとは思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○三好義治委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後2時 3分 休憩)

(午後2時11分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

議案第5号の審査を行います。

本件について補足説明を省略し、質疑に

入ります。

塚本委員。

○塚本崇委員 1件だけです。

特別会計10ページ、財産収入の点で、前年度と本年度の比較で、192万円減額になっておりますが、その理由についてお教えてください。

以上です。

○三好義治委員長 溝口課長。

○溝口資産活用課長 それでは、塚本委員からのご質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、味舌上財産区財産貸付収入に係るものでございまして、歳入予算を192万円減額しておるわけですが、こちらはイズミヤ株式会社に土地貸付収入としてお貸ししている分でございます。主に土日、祝日の従業員駐車場として貸し付けされているものでございます。この分が令和3年の10月に、イズミヤの不動産部門を担っておられる株式会社エイチ・ツー・オー商業開発から、このコロナ禍による勤務形態等の見直しの影響といったことも理由といたしまして、令和4年の3月31日付で契約解約の申し入れがあったことによる減となっております。この分でございます。

○三好義治委員長 塚本委員。

○塚本崇委員 ありがとうございます。理解いたしました。

今後また続くようであれば、有効活用を要望いたします。

以上です。

○三好義治委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後2時12分 休憩)

(午後2時13分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

議案第18号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後2時14分 休憩)

(午後2時15分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

議案第19号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、議案第20号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

塚本委員。

○塚本崇委員 この条例の中で、任命権者が当該職員に対して説明をしなければならぬと、またその他、必要な措置を講じなければならぬとありますが、この場合の任命権者について、ご説明をお願いいたします。

○三好義治委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 それでは、ご質問に答弁をさせていただきます。

条例の条文において、任命権者と定めておりますのが、市長部局であれば市長で、教育委員会であれば教育委員会ということで、行政機関の中にさまざま任命権者がおります。各任命権者の命を受けて、実際には職員が説明するという事になってこようと思いますが、条文においては、そ

の責任において任命権者という書き方をしていると、そういうことをご理解いただければと思います。

以上でございます。

○三好義治委員長 塚本委員。

○塚本崇委員 理解いたしました。

実務においては、人事課が発令すると思うんですが、その点に関しては、説明するのは人事課と捉えてよろしいのでしょうか。

○三好義治委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 そうしましたら、ご答弁させていただきます。

主に休暇・休業の制度で説明を要するものについては、人事課が主となって行うこととなりますが、今回については妊娠・出産に係る休暇・休業ということで、各課の協力、理解ということがどうしても必要になってまいります。人事課が主となって各所属の所属長なり、そこで説明をするキーパーソンとなる職員等、この辺りとの連携をしっかりと行いながら、当該職員に説明をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○三好義治委員長 塚本委員。

○塚本崇委員 ありがとうございます。理解いたしました。

以上です。

○三好義治委員長 ほかありませんか。

福住委員。

○福住礼子委員 それでは、この第23条のところ、職員または配偶者が妊娠し、または出産したこと、それに準ずる審査を申し出たときということでありまして、そのときにはこういった制度を説明するとともに、育児の承認の請求に係る当該意向を確認するための面談、そして措置を講じていくという話だと思えます。一つお聞き

したいのは、申し出て、その制度について話をして、男性職員の場合は、申し出て、説明して、面談をして、でも取らないといった男性職員に対して、こういったことを行っておられるのかお聞きしたいと思います。

○三好義治委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 そうしましたら、答弁をさせていただきます。

この条文については、今回、法の改正がございまして、義務化をされたことから、今回、条文に盛り込んでいるという内容でございまして、実際には現状においてもこういった面談等は、所属、それから人事課と連携を取りながらやっている状況にはございます。

男性の育児休業で、説明を受けて取らないといった例は、人事課では現状として把握していないんですが、もし仮に今後そのような事例が出た際に、取らない判断をした理由、それが妥当なものなのか、個人的な理由なのか、はたまた職場の環境によるものなのか、その辺りは、もし申し出があって、取らないという判断をされた際には、確認をきっちりしていきたいと思っております。

以上でございます。

○三好義治委員長 福住委員。

○福住礼子委員 ぜひ、長期、短期さまざまあると思うんですが、取る方にとっても、取らない方にとっても自分の今の立場、お仕事、状況、いろんな事情があって判断をされると思います。やっぱり必要性ということをもっと理解をしていただくように、ぜひ話をさせていただきたいと思えます。

それがやっぱり将来のご自身にとってのいい体験、また家庭、子どもの環境、そういったことを知る、すごいいい時期だと

いうことを積極的に勧めていただいて、短期でもとにかく一緒に子育てをやるようにというような推進をぜひやっていただきたいというのが要望です。

かつて議会でも言ったことがあるかもしれないんですけど、男性の育児休暇の取得が全く進まないというときに、出産が分かった男性は、厚生労働大臣室に呼んで、必ず取るようにという訓示的なことをするまでやったということがあるそうです。

今、徐々にそういったことも本当に理解が進んで、そういうことをしようという男性もふえてきて、とてもいい傾向だと思えます。でもやっぱり取れないという方の事情はよくよく聞いていただいて、ぜひ協力してやっていきなさいというふうに、進めていただきたいと思えます。

もう1点は、これは妊娠または出産という言葉が載っているんですけども、途中でやっぱり子どもが墮胎してしまうというようなことがあります。そういったときには、この制度がどのように適用されるのかということについてお聞きしたいと思います。

○三好義治委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

今のご質問にあったようなケースというのも、実際にはございますが、そのときの妊娠の週数によって産後休暇というような制度を取得する仕組みになってございます。

当該職員の精神的な面も含めて、人事課の看護師でフォローアップをするということ、現状も行っておりますので、これは継続的に実施をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○三好義治委員長 福住委員。

○福住礼子委員 ありがとうございます。ぜひ庁内には保健師、出産育児課の保健師もいらっしゃると思いますので、男性の面談ではなかなか理解が進まなければ、保健師にもついていただいて、いかに必要かということ、話をさせていただくなり、庁内での育児パパ教室みたいなことをやっていただいても結構ですので、また将来の若い人にも分かってもらうこともぜひ何かやっていただけたらと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

以上です。

○三好義治委員長 ほかによろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後2時23分 休憩)

(午後2時24分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

議案第22号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後2時25分 休憩)

(午後2時26分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

議案第25号の審査を行います。

本件について補足説明を求めます。

明原消防長。

○明原消防長 議案第25号、摂津市消防団条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容の補足説明をさせて

いただきます。

地域防災の中核的役割として欠くことのできない消防団員であります。全国的に見ますと、2年連続で年間1万人以上減少しているという危機的な状況にあります。

本市におきましては、地域の皆様のご努力もあり、一定の団員数を確保できている状況でありましたが、近年は若干の減少傾向に転じてまいりました。

総務省消防庁からは、この全国的な危機的状況に対し、講ずべき対策として消防団員の処遇改善及び消防団員のさらなる確保に向けての積極的な取り組みについて、通知がなされているところでありまして、本市におきましては、昨年消防団員の年額報酬を地方交付税に算入される標準額に引き上げるなど、処遇改善について本条例の一部改正を行っていただいたところであります。

令和3年10月には、さらに国から出動報酬の創設と、その標準額及び地方財政措置等について示されましたことから、今回、出動報酬として新たに規定いたすなど、所定の改正に取り組むものでございます。

それでは、内容につきまして議案参考資料条例関係の新旧対照表に沿ってご説明を申し上げます。

議案参考資料21ページをお開きください。

改正後の条例第12条は、報酬の種類について、新たに規定いたすもので、消防団員に支給する報酬の種類は、災害等への即応体制を取るために必要な作業や、消防団員としての身分を持つことに伴う日常的な活動に対する基本給的な性格を持つ年額報酬と、出動に応じた成果給的な報酬としての出動報酬の2種類として規定いた

すものでございます。

改正後の条例第13条は、現行条例第12条の見出しを年額報酬に改め、年額報酬の定義と支給要件を明確にするとともに、同条第5項として、支給対象期間内において、勤務実績のない消防団員には年額報酬を支給しないことなどを新たに規定いたすものでございます。

改正後の条例第14条は、出動報酬を規定するもので、23ページの現行条例第13条で、例えば災害出動でありますと、費用弁償として、1回当たり3,000円と規定いたしておりますものを、出動報酬として、一日当たり8,000円とするなど、国が示す標準額どおりの支給単位及び金額に改正し、規定いたすものでございます。

23ページ。改正後の条例第15条は、現行条例第13条の出動に係る費用弁償を廃止するものの、公務の旅行に関しては費用弁償として旅費を支給する旨を規定致すものでございます。

改正後の条例第16条は、この条例の施行に関し、必要な事項は規則に委任することを規定いたしております。

以上、議案第25号、摂津市消防団条例の一部を改正する条例の制定につきましての補足説明とさせていただきます。

○三好義治委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

福住委員。

○福住礼子委員 消防団員が年々減少しているということでありました。これは今後、少子高齢化に伴っていきますと、そういったこともどんどんと加速されていくのかもしれない。

ですけど、一方で女性の消防団員というのがこれからどのように活躍できるかっていうのも一つは大事だと思っております。

す。

その中で、一つお聞きをしたいと思いますが、今回、改定された1回3,000円を一日8,000円という見直しをされました。

今まででしたら、例えば午前中、何か出動があって、午後、夕方ぐらいにまた出動があったら2回という計算をされていたのか、そのことを教えていただきたいと思えます。

○三好義治委員長 松田部参事。

○松田消防本部参事 それでは、お答えいたします。

現行では、1回3,000円となっております。一日、24時間の間に2回出動しましたら6,000円となります。今回改正をお願いしている出動ですけれども、一日8,000円となります。回数ではなく、一日何回出動しても8,000円ということになります。

以上でございます。

○三好義治委員長 福住委員。

○福住礼子委員 分かりました。

今後は、一日でカウントすることになると思うんですけれども、例えば、誤作動なんかで出動するようなこともあります。火災も地震もあります。そういった場合も一日の出動で8,000円と捉えたらいいんでしょうか。

○三好義治委員長 松田部参事。

○松田消防本部参事 出動の種別についての判断でございますけれども、出動の種別につきましては、一例を申し上げますと、火災出動で分団が出動いただいた場合、例えば鍋の空だきとか、雑草火災、すぐに消えたもの、あるいは自然鎮火したものなど、火災に至らなかった場合、消防隊の出動種別としましては、警戒出動を適用されるこ

ととなっております。

その種別が消防団の出動種別に適用されることとなります。

以上でございます。

○三好義治委員長 福住委員。

○福住礼子委員 分かりました。

そうしましたら、今度5市での運用となっていくんですけども、近隣もこういった制度は同じような報酬の考え方なのか、お聞きをしたいと思えます。

○三好義治委員長 松田部参事。

○松田消防本部参事 直近で近隣へ調査をかけましたところ、一日8,000円とされているところが島本町、それと豊中市でございます。池田市が1回4,000円、それで4時間までが4,800円、8時間までで8,000円、12時間までが1万2,000円となっております。

吹田市、豊中市、高槻市、茨木市につきましては、時間により変動いたしまして、4時間までが4,000円、4時間以上が8,000円いうところでございます。

○三好義治委員長 福住委員。

○福住礼子委員 分かりました。

人材を確保しなきゃいけないという一つの課題と、どういった報酬をするかというのは、その地域性もありますし、特に、摂津市は小さいまちで、平坦なまちということを考えますと、一日で8,000円というのが正しいのかどうかというところは、どうなのかと思いました。

これは意見として申し上げておきたいと思えます。

もう一つは、今の消防団員の平均的な年齢というのは、分からないかもしれませんが、もし分かるようでしたら教えてください。

あと、分団長がいると思えますが、その

方の今の平均年齢をお聞きできればと思います。

○三好義治委員長 松田部参事。

○松田消防本部参事 分団長の平均年齢といたしましては、令和4年3月1日現在で、平均年齢は50歳となっております。最年長が66歳、最年少が36歳となっております。

新年度4月1日の予定ですが、平均年齢は51歳、最年長が66歳、最年少が40歳となる見込みでございます。

地域の事情によりますが、おおむね2年に1回ぐらいの交代、異動がありまして、年によっては分団長の平均年齢も変動してまいります。

○三好義治委員長 福住委員。

○福住礼子委員 分かりました。

年齢をお聞きしますと、現役世代の方がまだまだ多いと思います。そんな中でのやりくりでこういった訓練であったり、任務であったり、遂行していただく方への報酬ということで、理解いたしましたので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

○三好義治委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 それでは、1件お聞きしたいんですけども、今回ご説明いただいたように、消防団、団員の数が全国的にも減少傾向にあるということです。摂津市も頑張っているけども、少し減ってきているというような状況で、今後、地域の消防力確保という点では、消防団員の処遇改善、待遇改善と非常に重要なことだと思います。今回の改正はそういう点では、消防団員にとってみると、報酬増になるものだと思うんですけども、具体的にこの改正で、どのぐらいの報酬が上がるのか試算はあるのでしょうか。

○三好義治委員長 松田部参事。

○松田消防本部参事 令和3年度では、費用弁償といたしまして686万8,000円ございました。それで、出勤報酬に係ります値上げを追加いたしますと、1,459万8,000円となる予定でございます。今回の令和4年度の出勤報酬は1,459万8,000円を計上させていただいております。

○三好義治委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 ありがとうございます。

この1,400万円というのは、令和3年度の出勤回数で換算した数字ということで理解してよろしいでしょうか。

○三好義治委員長 松田部参事。

○松田消防本部参事 令和3年度を基にして積算しております。

○三好義治委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 そうしますと、かなりの増額になるかと思えます。一方で、勤務実績のない消防団員に対しては、年額報酬支給されないということも盛り込まれております。事前にお聞きしているところによりますと、摂津市の団員にそういった勤務実績のない方は、いらっしゃらないとお伺いしております。

いろいろお仕事の関係で、どうしても出勤、参加できないような方がいらっしゃいますが、いらっしゃる場合についても、一定期間のお休みの期間を設けられるという条例改正を以前にされているかと思えます。

いずれにしても、地域の安全を守るという非常に大事な役割を果たしていただいている消防団員は、専従ではなくて、ほかのお仕事を同時に持ちながらやっておられるということで、報酬増が新たな人をふやすきっかけというよりは、今頑張っている方のモチベーションを上

げていただくと、それから、そのお仕事の責任や役割の重さに応じた報酬に変えていくという点で言えば、大きな前進だと思います。その点は評価できるものとして、意見として述べておきたいと思います。

以上です。

○三好義治委員長 松本副委員長。

○松本暁彦委員 それでは1点、既に質疑もありましたので、意義的などこをお聞かせいただきたいと思います。

今回は、一日につき8,000円にするということで、他市の事例のところも把握をされた上で、このような改定に至ったというところでは。

実際に出動された方とか、当然、その時間だけじゃなくて、その前後も拘束されるわけでございます。夜中であれば当然睡眠時間等で翌日の仕事にも影響が出る、あるいは、冬の寒い日であれば終わった後に家に帰って風呂に入って体を温めないといけないという話もお聞きをしております。

その中で、これが必要だろうと認識された、あるいは他市と比較して、これがベストであろうというところ、その意義について教えていただきたいと思います。

○三好義治委員長 明原消防長。

○明原消防長 ご質問の消防団員の報酬、他市との比較も含めて、本市が定めてきた意義ということについてお答えさせていただきます。

まず、今回は、消防団の出動に係る報酬を検討した際、これはまず地方自治法上の報酬ということですので、純粹に勤務に対する反対給付としての性格という観点から考えさせていただきました。

消防団の役割というものにつきましては、多岐にわたりまして、その活動頻度は地域の実情によって他市との差は大きい

と思います。やはり核となります、火災を中心とした消防業務の内容については、市町村が離れましても大きく異なるものではなく、今、ご意見もありましたように、その業務については危険が伴って、非常に重要な任務であると考えております。

そのため、勤務の反対給付である報酬も、どの市町村においても勤務量に応じた一定水準の額が支払われて当然やということが考え方のベースだと思っております。

報酬につきましては、地方自治法上の規定によりまして、市町村の条例事項でありますことから、国が義務化することはできないんですけども、やはり国としては、国が出動報酬の基準となる額を示して、その考え方を示すと同時に、地方自治体に対して、そう示すことが非常に大事であるということの認識の下、今回、総務省消防庁からお示しがされてきました。

本市といたしましては、今ご指摘もありました近隣との差というのは十分に認識しておるところでございます。今回、国からその考え方と、具体的な標準額、及び地方財政措置までも示されたことを、しっかりと受け止めて、まずは消防団本部、団長、副団長の会議、そして、我々の庁内協議で、人事課、財政課、総務課、その辺りと十分に検討、協議を重ねた結果でお示しの標準額どおりということで提案をさせていただきました。

○三好義治委員長 松本副委員長。

○松本暁彦委員 分かりました。

意義については、理解をいたしました。

以上です。

○三好義治委員長 委員長として、一言申し上げますが、今までは、各近隣市と調整した上とか、近隣市を参考にしながらということのをこれまで大前提として、調整して

きたと思います。

先ほど、福住委員の質問に対する答弁では、その3市に至っては、半日4,000円、24時間8,000円というようなことを言われていたんで、今までの答弁内容と少し変わっているんやけど、その辺はどのような調整をされたのか。

それから、もう一つは、これまでの議論で人事戦略として、評価制度とか、公平性とかいろんな議論をされてきたわけなんやけど、その中で、1時間出動してでも8,000円、24時間出動しても8,000円というような議論がなされてきたと思います。

だから、意見としてそういう考えを持っているということ、十分承知していただきたいと思います。

今、逆行しているんじゃないかと私は個人的に思っているんで、ほか委員の皆さん、質問なければこれで終わりたいと思いますが、今、私が言うたことに対して、もし皆さん方、何かあればご質問を受けますけど。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 少し細かくなりますけども、一日の概念が、例えば夜中のゼロ時から24時間なのか、昼の10時から翌日の10時までなのかによって、例えば、夕方出動しまして帰ってきました。火事があったその部隊がまた次の日に出動しました。日が違うけども2回出動になります。こういう場合どうなのか。

午後10時ぐらいに出動して、日をまたがって次の日に入ることもありまして、いろんなケースがありますが、一日の概念について聞かせていただきたいなと思います。

○三好義治委員長 松田部参事。

○松田消防本部参事 一日の概念ですけども、暦日で切っております。暦日の12時、夜中の12時ですけども、そこが基準となります。

例えば、夕方6時に出動しました。12時までには終わって引き上げました。という場合は8,000円となります。

12時をまたいで、二日間にわたる場合ですけども、その場合は8,000円にまた8,000円追加ということになりますので、1万6,000円となります。

以上です。

○三好義治委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 以上で、質疑を終わります。

次に、議案第26号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

塚本委員。

○塚本崇委員 議案第26号に関してですが、公務災害に絡む条例改正ということで、消防団員の方々は命がけで出動される大変なお仕事だと思っております。

過去5年間で結構ですので、この公務災害に当たった事例というものを分かる範囲でお教えてください。よろしく願いいたします。

○三好義治委員長 松田部参事。

○松田消防本部参事 過去5年間の公務災害発生状況ということでございます。

消防団員の公務災害の発生ですけども、過去5年、平成29年以降でございますが、5件発生しております。内訳につきましては、訓練中の負傷が2件、火災の際の転倒が2件、災害現場でのホースを移動させようとした際に、足を痛めたというも

のが1件でございます。

けがの程度といたしましては、いずれも軽症で、入院までには至っておりません。通院で治癒に至っております。

以上でございます。

○三好義治委員長 塚本委員。

○塚本崇委員 ありがとうございます。

危険を伴う作業がどうしても発生するということと、民間においてもある一定以上の事業者においてはヒヤリハットであったりとか、危険予知といったところの研修、一応労災扱いになるので、義務づけられているところなんです。現在、消防団員に関しては、そういったヒヤリハットやの研修というのは、どのようにされているのかというのをお聞きしたいです。

○三好義治委員長 松田部参事。

○松田消防本部参事 消防団員の研修につきましては、これまでにS-KYTR研修など、危険予知の訓練や、消防車両の緊急執行時の安全管理をテーマに交通安全講習を実施してまいりました。

今後におきましても、公務災害防止のための研修といたしまして、安全管理セミナー、危険予知訓練、健康づくりセミナーなどを考えております。

消防団員等公務災害補償等共済基金からの費用の助成もございますので、消防団の幹部の皆様と、協議し公務災害の防止のために研修を実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○三好義治委員長 塚本委員。

○塚本崇委員 ありがとうございます。

いつ何時起こるかも分からない上で、特に危険予知の部分においては、かなり重要なウエートを占めると思いますので、また、十分な研修をしていただいた上で、団員の

方々にはまた住民の安全を守っていただきたいことを要望させていただきます。

以上です。

○三好義治委員長 ほかは、いいですか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後2時52分 休憩)

(午後2時54分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第1号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 賛成多数。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第5号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第10号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第18号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第19号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第20号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第22号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第25号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第26号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

暫時休憩します。

(午後2時57分 休憩)

(午後2時58分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

本委員会の所管事項に関する事務調査について協議します。

令和4年度の本委員会における行政視察につきましては、現在もまん延防止等重点措置が発令されており、依然として収束の兆し見えない状況であることから、例年どおり5月に実施することが困難であると考えております。

つきましては5月の実施を見送りさせていただき、5月から6月の状況に応じて、7月もしくは8月に近隣市へ日帰りで実施するか判断したいと思いますが、皆さん

いかがでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

なお、行政視察を実施するかの判断は、改めて協議させていただきますが、実施する場合につきましては、視察項目についても、本委員会で協議してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、本会議最終日において、常任委員会の所管事項に関する事務調査を閉会中に調査することがはかられます。

本委員会の所管事項について、行財政運営について、防災行政について、人権行政について、消防行政について、都市計画行政について、土木行政についてを令和5年3月31日まで閉会中に調査することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

これで、本委員会を閉会します。

(午後2時59分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務建設常任委員長 三好 義治

総務建設常任委員 福住 礼子